

ていこうという事でございます。

私も、海外に行つたときに、やはりガイドさんが非常に上手に観光のガイドをしてくれたときというのは、非常にその後もずっと印象に残っているわけでございまして、そうすると、もう一度あそこに行きたいなというふうになつてくるわけでございます。量的にも、また質的にも通訳ガイドを充実しよう。これまで通訳案内業という業があつたんですが、今回、通訳案内士という資格を設けてまして、登録制で、また試験もやつて、通訳案内士の方を育成していこう。また、各地域でも、地域限定のガイドについても創設をしようという事で、こうした取り組みによりまして外国人観光旅客の接遇の一層の向上を図つていこう、これが一つ大きな目的でござい

ます。

もう一つは、国際競争力ある観光地を整備しようというのが二つ目の大きな柱でございまして、今、全国あちこちで、いろいろな地方で、観光というのを手段といたしまして、地方の、地域の再生をしようという取り組みが行われているわけでございますが、そこでは市町村とそしてその地域の地元の間団体の方々と、ここが本当に連携を合せてそうした観光地づくりの取り組みが、あちこちでなされております。そうした取り組みを国としてしっかり支援していこうという制度づくりでござい

ます。

こうした制度を、趣旨をしっかりと推進させてい

ただきまして、ぜひ、一千万人という目標を達成するためにはやはりリーダーをつくっていくことが大事でございまして、リーダーづくり、日本に何度も来ていただけるような外国人の方々と、たくさんつくっていくために、そうした通訳士、また魅力ある観光地づくり、それをしっかりと支援していこうというのが今回の法案の大きな目的でござい

ます。

○河本委員 大臣、ありがとうございます。僕はもう質問しませんから、しばらく休んでおつて

ください。

大臣、今幾つかおっしゃいましたけれども、日本の観光の売り、目玉というのをどの辺にとらえておられるのか、これは政府参考人で結構なんですけれども、能とか歌舞伎、こういうのも一つ、そして観光地としては京都、奈良などが大きなセールスポイントだと思います。さらには、雪を見たことがない国の人たちにもそういう季節に訪れてもらう。春夏秋冬といった、日本はこれだけ季節のしゅんを楽しめる国はないと僕は思つてお

ります。

そんな中で、まず都市基盤の整備やそれから社会資本の充実をしておかないとリーダーというのはなかなかふえないと僕は思います。こんなな

りまして、外国人観光客は団体で随分来ていると思うんですが、外国観光客は団体が多々含まれております。筑波学園都市や、さらには世界一の大型放射光施設があります播磨科学公園都市にも大勢来てもらつておつて、そして、播磨科学公園都市などは構造改革特区の一つで、科学技術特区にも指定されております。規制緩和で滞在期間が五年に延長されておると、規制緩和で撤廃だけに

する道路をつくつて初めて南北の血液が流れ、東西の中国縦貫、山陽自動車道と結節するということになりますので、局長、ここはぜひ総動員でこの道路網をつくつていただきたいと思つておるんですけれども、局長は長いこと近畿整備局にもおられたのでありまして、ぜひその辺の事情も含めて局長の決意を聞かせていただきたいと思つて

います。

○谷口政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、姫路鳥取線、全体八十六キロメートルござい

ますが、今御指摘の山陽自動車道と中国縦貫自動車道の間につきましては、平成十五年三月に山陽自動車道と接続する播磨ジャンクションから播磨新宮インターチェンジ間、約十三キロメートルが供用になっております。残る山崎ジャンクション間、十二キロメートルにつきましては、現在、日本道路公団においてコスト削減の検討や環境調査等、施行に必要な調査を実施

させていたところでござい

ます。

いずれにしましても、世界に冠たるSpring gというような施設、播磨科学公園都市という

ような立派な施設を生かすためにも、早くきちつとネットワークを閉じるということによつて大きな効果が発揮できると思つておりますので、調査を鋭意推進させていただきまして、できるだけ早い時期に本格的な事業に着手できるよう努めてまいりたいと考えておるところでござい

ます。

○河本委員 ありがとうございます。

それで、局長とは直接関係ないんですけども、世界の科学技術は研究施設がその国の将来を大きく左右するところまで来ております。世界一の大型放射光施設Spring g、そして次世代の放射光源というものが世界を模索しております。そういう意味で、その施設が宝の持ちぐされにならないように、道路行政にとどまらず、国益というものを考えて、ぜひインフラの整備、ネットワークを整備を進めていただきたいと思つ

ます。

さらに、局長に質問ですけれども、今大臣の方

からも、リーダーをふやしていきたいんだ、こ

ういうお話、御答弁でございましたけれども、そ

のリーダーをふやすのには個人の観光客も大事

にしていくなが必要があると思つ

ます。

私は、ポルトガルのリスボンに一年、ニューヨ

ークにも一年おりました、それで、ほとんどレンタ

カーで移動しておりました。大変、日本の道路事

情と違ひまして右側通行ということでしばらく戸

惑つたんでありますけれども、そういう中에서도、

日本人が見てわかるような道路標識が欲しいなと

思つておりました。アメリカの方はそれなりに英

語でわかるんですけども、ヨーロッパは全くわ

からないというところがあつまして、随分戸惑

つたんでありますけれども、

ぜひ、道路標識などをきちつと英語で、個人の

観光客にもわかるように整備を進めていって

いただきたいと思つ

ます。

○谷口政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、観光のスタイルも大きく

変わつてきておるのではないと思つ

ます。今御指摘のように、高速道路等の整備にもよるかと思

います、マイカー等がふえてきているというこ

とでございまして、すべてのユーザーにわかりや

すい道路標識というようにすることに努めているこ

ろでござい

ます。外国人観光客などにもわかりや

すいものとなるよう、標識令においてローマ字併

記を基本とすることとしており、観光地を案内す

る標識につきましても、ローマ字併記を積極的に

推進しているところでござい

ます。

さらに、観光地までの車による移動の際でござ

いますが、地名表示のみではあまいでわかりに

くいという御指摘をいただいております、路線

番号による表記もあわせて推進をさせていただ

いておるところでござい

ます。都道府県道以上が交

差する主要な交差点を、平成十九年度末に、今言

つた路線番号標示というようにことで概成をさせ

ていただきたいというようにことで鋭意推進をさせ

ていただいております。

また、車でなくて歩行者のための地図を用いた

案内標識につきましても推進に心がけているところでございまして、例えば中国語やハングル語などのその他の外国語につきましても、歩行者用の地図を用いる案内標識ということで、絵文字、ピクトグラムの活用を図るなど、わかりやすい標識の整備に努めているところでございします。

○河本委員 ハングルとかこういうお話もございしましたが、総合観光政策審議官、質問しますよ。一千万人を達成しよう、こういうことであると、やはりアジアやアメリカからの観光客を誘致するだけじゃなくて、これからはラテン国家が世界を席巻していく勢いでありまして。そういうところの人たちを呼び集めるためにも、九カ国語の勉強をせないかぬという通訳業らしいんですけれども、ぜひそういうラテンの方にも目を向けていただければなと思いますが、どうですか。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。現在、いわゆるラテン言語に該当しますフランス語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語の分野の通訳ガイドは合計で一千八十三名おられます。今後は、ビジット・ジャパン・キャンペーンのさらなる推進などを通じてラテン諸国からの旅行者数の増加というものが想定されますので、今般の法改正におきましては、通訳ガイドの参入規制の緩和とか、試験問題の内容、レベルの適正化、さらには、地域限定通訳ガイド制度の創設といった措置を通じて、通訳ガイドの数が不足する言語の分野を含めて、試験合格者を増加させ、通訳ガイドの数の増加とサービス内容の多様化、適正化を図っていくこととしております。こういうような措置を通じて、ラテン言語の分野においても、通訳ガイドの効率的な育成確保が図られるような環境整備を図ってまいりたいと思っております。

○河本委員 大臣、中国のビザについて随分差別があると聞いております。もう時間がありませんのできょうはやめますけれども、大臣の趣旨はよく僕はわかっていますので、そういうことが背景になっている問題になっているのかもしれない

せん。これだけじゃよくわからぬと思いますけれども、また時間があつたらゆつくりと話していただきます。終わります。

○橋委員長 橋井良和君。

○樽井委員 民主党の樽井良和です。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案、引き続き質問してまいります。

二〇一〇年までに訪日外国人の旅客を一千万人にする、こういった政府の目標を掲げているわけですが、これも、一千万といいますが、これは二〇二〇年度のデータなんです、スイスでも一千万で何と十九位ですから、別にそれほど大した観光客の増加だということに思っておりません。むしろ、今までの方がそういうところに無関心過ぎたんじゃないかというふうに思います。

観光先進国でありますフランスでありますとか、イギリスやあるいはシンガポール、こういったところは、早くから観光が持つ経済的な重要性を十分に認識して、政府が先頭に立って、外国人をどうやって誘致に持ち込めるかということを実践に取り組んできたわけですね。

そんな中で、小泉総理がビジット・ジャパン・キャンペーンということで立ち上げてきたわけですが、実際には、スローガンはいろいろ抽象的なものをたくさん掲げております。住んでよし、訪れてよしの国づくりであるとか、日本の魅力を高めるためにはどうしようということを、漠然としたスローガン、そして、先ほども言いましたように、ある程度の数字は掲げているんですが、本当だったら総理に聞きたいのですけれども、大臣にまずお伺いいたします。このビジット・ジャパンに掲げた数値やスローガン、これは実現するための具体的なビジョンや施策、こんなことをしようと思う、あんなところにこんなことをしようという、そういう具体的な案はあるんでしょうか。

○北側側務大臣 二〇一〇年に一千万人の訪日外国人のお客様を日本にお迎えする、これが目標で取り組んでいるところでございます。昨年は六百十四万人、これまで最高の外国人の方がいらっしやいました。ことは、まず七百万人をぜひ達成したいと思っております。

愛知万博も今開かれております。愛知万博にできるだけ多くの外国人に来ていただけて、それだけではないで、愛知からさらに日本の各地方にも行っていただけて、中部国際空港は開港になりましたが、地方空港とのアクセスは非常にいい空港でございますので、そういうメリットをしっかりと活用いたしまして、そして商品もぜひつくってほしいというところで、今そういった商品も現実にたくさんできているところでございます。

この法案につきましては、観光立国の推進を目指して提案をさせていただいております。でございますが、一つは、外国人の方々が日本に来たときに、さまざまな障害、不都合、そういうものがあるだけではないような日本であればいいなと思うわけでございます。

一番大きいのは、やはり言葉の問題でございます。通訳案内士という資格がこれまでなかったわけですね。新たに今回の法案でそういう資格を創設させていただきます。さらには、地域版の通訳案内士についても創設をする。外国人の方々が言葉で不自由しないように、そして日本の魅力を知っていただく、そういうふうな環境にしよう。

また、先ほどお話ございました、これは交通事業者の方々に御協力をいただくかないといけないわけでございますが、いろいろな表示板、それは日本語だけではなくて英語それから韓国語それから中国語、この四つは私はやはりぜひそろえていただくというふうな、外国人向けの案内表示の実施についてしっかりと充実をしていく。

さらには、やはり魅力ある観光地というものをつくっていく必要があるわけでございます。今、全国、本当にあちこちで地域の再生を目指して、観光ということを手段にして地域の再生をやる

という取り組みをしているところがたくさんあるわけでございます。それも、市町村と地元の間の方々が一緒になってさまざまな創意工夫をされておられます。そうした取り組みを国としてもしっかりと支援をさせていただきたいと思っております。

○樽井委員 確かに、観光案内という面で、特に言語の面では今まで不十分であったということですので、この法律自体は私、非常にいいことだと思っております。ただ、例えばピラミッドがないエジプトに案内がいてどうするんだ、魅力がある日本をもうちょっと言うんだというんですけれども、魅力がないからこんな人に来ていないわけですか。

魅力があるためには、何か大きな観光資源というの、具体的なものを、例えばカジノをつくるであるとかファミリーエンターテインメントのとなでもない、世界が見たらサプライズするような施設をつくるであるとか、そういったことをしていかないと、訳すところ、案内は充実しても、案内すべき場所が充実していないといった状態になるわけですから、今、日本というのは観光ではもう三兆円赤字になっております。今後、こういった収益、二〇二〇年には全世界で実に十六億人の外国旅行者が予測される、そんな中で、多くの国が誘致合戦をしている、アジアから日本への旅行者が増加しようとしている中で、観光資源をもっと充実していかなければ集客のチャンスをもっと失うんじゃないか。

先ほどリピーターと言いましたけれども、幾ら案内がよくても、行った先がしょるもなかったらどうしようもないわけですから、そういうところをもっと力を入れて、日本もエンターテインメントあるいは観光立国という面でも力を入れてほしい。そのことを強く訴えておきます。

それで、このたび、外国人受け入れ環境整備のための具体的施策検討懇談会の通訳案内業の在り方検討分科会の委員名簿を見ますと、外国人を受け入れたときにどういふような通訳のあり方とい

うものを考える委員会が、全員日本人なんです。これはやはり、外国から日本に旅行に来た方がこういう面で不便だったという意見であるとか、例えば中国とかイギリスとかの添乗員の方とかからさちんと意見を聞かなければわからないじゃないか、こういうふうにするわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃられました通訳案内業の在り方検討分科会というのは、その上位の機関である外客受入環境整備のための具体的施策検討懇談会というところでもっと幅広く議論していただくわけですが、その中で、各委員から、通訳案内業制度のあり方について専門的見地から集中的に議論を行うべきであるという指摘を受けて設置された分科会でございます。

ということ、この分科会の重点というのは、通訳ガイドサービスの具体的な内容を議論するということではなく、通訳案内業法などの制度のあり方を議論することに置かれておりまして、ために、委員構成につきましても、最大の利害関係者であります通訳ガイド団体の代表者のほか、通訳ガイドサービスの流通を支える旅行者、地方公共団体、独立行政法人の国際観光振興機構の代表者を選定したところでございます。

ただ、この中で、先生今おっしゃられました外国人旅行者の具体的なニーズというものにつきましても、事務局であります国土交通省においてアンケート調査などにより把握をしておりますし、分科会の上位機関でございます、先ほど申し上げました具体的施策検討懇談会の中には外国人の委員もおられますので、そういう方の御意見も聴取しているところでございます。

○樽井委員 外国人の委員もおられるということですが、たしか一人だけだったと思います。これは、外国人が日本に来てだけ不便を感じているか、それを解消してあげようというもとの法律ですから、それを考える上で日本人ばかりが考えても、不便とかそういったものはなかなか

出てこないと思うんですね。やはりこういった制度をつくる上では、実際に日本に旅行に来た方から、どうでしたかという感想も含めて聞きながら改善していくのが筋じゃないかと思えます。

そういったことはさちんと取り組まなければ、何か学識経験者ばかり並べていたら快適な、すぐれた日本の観光ができるのかといえば、やはりそうじゃない。いろいろな楽しい国に出かけていって遊んで帰ってきた方であるとか、そういった実際に旅行を重ねている外国人の方から広く意見を聴取して、その中でこの法律をつくっていく。今後、そういったところからこの施行後もさちんと意見をとりながら対応していただきたい、その辺は強く訴えておきます。

それで、現在の通訳案内業の免許保有者を言語別に見てみると、英語がほとんどなんです。英語が全体の六八・六％を占める。そして、最も増加しているのはアジア諸国からの観光客なんです。今問題になっております中国、これは九・〇％、朝鮮語四・五％という、非常に少数しか通訳案内者がいないわけです。

こういった中で、こういったアジアの通訳ガイドをふやす必要性は当然あると考えるんですが、そういったことへの対応、対策はしているんでしょうか。

○驚頭政府参考人 御指摘のとおり、中国、台湾、韓国からの旅行者というのは近年急激に増加しております。この分野での通訳ガイドサービスに対するニーズが潜在的に高まっている中で、先生おっしゃられたとおり、中国語、韓国語の分野の通訳ガイドの絶対数が不足している状況にございます。

例えば、平成十六年の訪日外国人旅行者の実績に基づきますと、中国語圏からの来訪者は百七十七万人であるのに対して、中国語分野の通訳ガイドは八百四十人、それから、韓国からの来訪者は百六十万人であるのに対して、韓国語分野の通訳ガイドは四百二十人と大変少ないわけでございます。

このために、今回の改正におきまして、通訳ガイドの参入規制の緩和とか試験問題の内容、レベルの適正化、さらには地域限定の通訳ガイド制度の創設といった措置を盛り込ませていただきました。通訳ガイドの数が不足している言語を含めて、試験合格者を増加させて、通訳ガイドの数の増加を図っていくことにしております。

さらに、この資格につきましては国籍要件を定めておりませんので、例えば在日の中国人、韓国人の方とか、あるいは日本で勉強する中国、韓国からの留学生などにも積極的にこの資格を取っていただいて、その活用を拡大を図っていききたいと考えております。

○樽井委員 こんな時期だから言いますけれども、今反日デモが起こっている中国、私、去年視察に行つてまいりました。いろいろな意見をぶつちやけたことを言おうじゃないかということで話しますと、割と考え方や文化が違うんですね。日本ですと、亡くなられた方というのはさちんと敬い、そして先祖様を祭る、そういった習慣があるんです。そういう文化なんです。ところが、中国とかですと、政治的な犯罪者であれば、亡くなった後一発けりでも入れてやろうかといううような、そういう文化なわけですね。

そんな中で靖国神社に参拝に行けば、例えば私にも言われました。君は、ヒトラーやムソリーニを祭り上げた例えドイツとかイタリア、こういったものを想像してみろ。そういうふうにとらえているわけですね。ところが、そんなことを言っている人ですら、日本に旅行に来た人あるいは修学旅行に来た人は、いや、全然違うじゃないか、日本人というのはすばらしいじゃないかと、私見で言っても感動したよと言つて帰つてくるんです。今まで聞いてきたような日本人の情報とか国に対する観念が変わつたと言っています。

ですから、もっと観光で行き来する、日本を見ていただく、そういうことを繰り返せばもっと誤解が解けて、いろいろな意味で交流が活発になれば、さらにアジアの中の日本の、日本というも

のはこういうものだという、文化的なことから何から全部理解されるわけですから、アジアの方、ぜひ来てください、ビジット・ジャパン・キャンペーンでは、中国語あるいは朝鮮語の通訳ができる方はぜひ資格を取ってくださいと、もうちょっとアピールしていただきたいと思えます。その辺も訴えておきます。

そして、料金なんです。一日当たり通訳料二万五千円から三万五千円、その他の交通費とか宿泊費などはまた付加して支給しなければならぬということなんです。実際に、中国でいろいろな方を雇っている企業とかに聞きますと、大体五千円から一万円ぐらい、八千円ぐらいで、それも月給なわけですから、そういった感覚で日本に来て、例えば経営者の人が月給の五、六倍ぐらいのお金を一日にこの方に払つて通訳してもらおう、そういうイメージがわくかどうか、その支払うときの感覚というのはどうなんだろうかと思うんですが、その辺の認識の方をお伺いいたします。

○驚頭政府参考人 御指摘のとおり、通訳ガイドの料金は、そういう多分二万五千円とか三万五千円というレベルでございまして、特に中国、韓国などアジア諸国から来られた旅行者、とりわけ個人で来ておられる方にとっては決して負担が軽くないというふうに私も考えております。

今回の法改正で、先ほど申し上げましたような規制緩和とか試験の適正化といった措置を講じることによつてガイドの数がふえていく、料金面も含めたサービス内容が多様化していくということによつて適正化されていくのではないかと、いうふうに考えております。もう一つまた、都道府県が地域限定通訳ガイド制度というものを導入することになっておりますが、特定の観光地において、比較的低廉な料金で、都道府県の観光地です。一日単位ではなくて数時間という短い時間で、当該地域の観光の魅力に関する詳しい案内を提供する通訳ガイドの確保というものが可能になっております。

さらに、私ども、通訳ガイド団体、旅行者、

地方公共団体などの関係者とも連携して通訳ガイド市場の活性化を図っていくというふうに思っておりまして、通訳ガイドサービスを受けた外国人旅行者とサービスを提供したい人との間のマッチングが円滑に進むような仕組みをつくっていくというふうに考えておりますので、これらの措置によりまして、中国、韓国からの旅行者の皆さんがそのニーズに応じた通訳ガイドサービスが受けられるということになると考えております。

○樽井委員 アジアの方から見たら、金持ちの団体旅行の中でそれだけの金額という部分でしたらさほどの負担にはならないと思いますが、少数で来て一日三万五千円払おうとかいうことになりまして、向こうの金銭感覚からしたら、ちょっと重いな、そんなのだったらもうちょっと料理を豪華にして通訳は間に合わせでやろうというようないメージになるんじゃないかと思うんです。

実際に、日本語を話すことができる外国の添乗員の方が付き添ってきてそのまま通訳をすることというのは当然あると思いますし、ちょっとあわせて聞きますけれども、善意の通訳組織の活動、こういうのも実際にありますし、その位置づけも聞きたいです。

そして、例えば帰国子女とかで、ガイドでできるぐらいの語学力を持った方がいましたら、ちょっと頼むよというのを友達だったら平気で頼んで、一日ガイドしてもらって少しぐらいお礼をもらおうというような、そういったケースもあると思うんですが、この辺については所見の方、いかがでしょう。

○驚頭政府参考人 中国、台湾、韓国等からの訪日ツアーにつきましては、団体による周遊型の旅行形態が比較的多いということから、本国から添乗員がツアー客に同行して、我が国滞在中にスケジュール管理などを行っているケースというのが多いと承知しております。

通訳ガイド団体の調査によりまして、このようなツアーにおいて、同行している外国の添乗員が

通訳案内業法に基づく資格を有しないまま通訳ガイドサービスを提供しているケースがあるというふうに聞いております。

今回、国土交通省におきましては、制度の見直しを機に、中国、韓国等、外国の旅行者や外国人添乗員に対しまして、我が国の通訳ガイド制度について十分な周知を図ってまいりたいと考えております。また、我が国で通訳ガイド行為を行うことを希望する外国人添乗員に対しましては、我が国の通訳ガイド制度は国籍要件がありませんので、本資格を取ってくださというふうに促していくということをお願いしております。

それから、善意通訳でございますが、今、平成十七年三月末現在で、約四千二百人の方が、全国で八十五の善意通訳組織と呼ばれております任意団体を結成して、無償で通訳ガイドサービスを提供しております。

それで、ここで通訳案内業法の適用の対象となりますのは、報酬を得て通訳案内を業として行う行為であるというふうにされておりますので、今お話がございました留学帰りの帰国子女などの方が善意通訳組織に加入して通訳ガイドを行うという行為は、通訳案内業法の適用はないと考えられます。ただし、通訳案内をした対価としてお礼をします。ただし、通訳案内をした対価としてお礼を受け取って、それを反復継続して業として行うような場合には、同法に基づく資格を有しない場合には違法行為になり得ると考えます。

○樽井委員 実際に、例えばそういったケースもあると思いますが、この通訳ガイドというものの職業自体、認識されているのかどうか。

これは、例えばアメリカや韓国あるいは中国から日本に訪れてこられたときに、これはどういう方法でこのガイドに依頼するのかとか、例えばそういう部分、具体的に、例えば普通にグループ旅行をしたりして、こういった存在自体を何で見つけて、どういうふうな交渉をして、そういうことを利用するのかということを、ちょっと具体的に教えてほしいんですが。

○驚頭政府参考人 通訳ガイドの提供するサビ

スにつきましては、普通は、通訳ガイド団体が中心となってホームページをつくっておりますが、こういったものを通じて周知を図っておりますが、関係者によりまして、外国の旅行者とか外国人の旅行者の間における認知度というのは決して高いものではないというふうに承知しております。

そのために、外国人旅行者が直接に通訳ガイドに依頼するケースというのは多くなくて、通常は、最初から団体型のパッケージ旅行の中にガイドが組み込まれているというようなケースがほとんどでございまして。ただ、最近では、我が国にきた後、旅行者とかガイド団体に依頼をして手配してもらっているケースというものもふえつつあると聞いております。

こういう状況でございますので、ことし、今回の制度改正を機に、通訳ガイドの活用を促進を図るためとか、通訳ガイドの認知度を向上するために施策を講じることとしておりまして、具体的には、まず一つは、通訳ガイドサービスの魅力とか通訳ガイド制度の概要をまとめたリーフレットを関係者の協力を得て内外の旅行者や外国人旅行者に配布したり、あるいは周知のための集中キャンペーンというのを五月に実施しようとしております。

それからまた、これとあわせて、外国人旅行者にとっても使いやすい紹介システムというものの整備を図っていきたくと考えておりまして、このため、通訳ガイド団体、旅行会社、地方自治体などからなる通訳ガイド市場活性化連絡会議というものをごの三月に設置いたしました。具体的方策について検討を行っているところでございます。

○樽井委員 どのような制度ができたからといって、それを利用するためにアクセスできなかったら全然意味がないわけですから、周知徹底の方をお願いいたします。

それで、これは地域限定ガイドとかいうのがありますけれども、地域限定にする意味ですね。これは普通に資料さえ読めば、別に全体的に可能な

んじゃないかというふうに思うんです。それと、ガイドの中にも例えば等級みたいなものがあって、あのガイドはそれはそれはすばらしいけれども、このガイドはちょっと見習いであるというふうな、そういうようなのを選ぶときには基準があるか、また、選ぶときにもそれを選ぶのかどうか。その辺ちょっと教えていただきたいんですが。

○驚頭政府参考人 今回、新たに導入いたします地域限定通訳ガイド制度というのは、都道府県の区域をまたぐ広域的な周遊型ツアーにも対応可能な全国版の通訳ガイドとは異なりまして、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対するニーズの高まりに応じて設けられる、いわば地域の語り部といったようなガイドを育成確保することを目的として導入する制度でございます。

そういうことでございますので、この地域限定ガイドには、語学能力に加えて、その地域の歴史とか地理、文化に関する深い知識を有していることが期待されまして、行われる試験に合格することを要件としております。

この試験を実施するのは、地域の観光の主体でございます都道府県知事が行うこととしておりますので、この資格の効力というのは当該都道府県の区域に限定されることとなります。

その方が他の都道府県の区域で通訳案内を行う場合には、また他の都道府県の試験を受けていただく必要がございますが、ただし、観光地が複数の都道府県にまたがるような場合もございまして、そういうときには受験者の負担の軽減を図る観点から、複数の都道府県が連名で一本の試験を行うことができるように運用を工夫してまいりたいと考えております。

それから、格付についてでございますが、現在は、通訳ガイド団体内部で紹介業務の便宜上、格付が行われていると聞いておりますが、対外的には情報提供は行われておりません。

格付につきましては、通訳ガイド個人の評価にすぐく直結をいたしますので、評価の適正の確保

だとか、あるいはいろいろな利害得失があるものですから、解決すべき問題が多々ございます。そういう中で、そういう資格についても私も考えてまいりたいというふうに考えております。

○樽井委員 先ほど二万五千円から三万と言いましたけれども、格付があれば、例えば、まず、見習いなので一万円でもいいですという方から、本当にすばらしいのでこの方は一日十五万円ですという方、そんな方もいいんじゃないかと思えます。そういうふうなことも、ある程度選択するシステムといえますか、そういったものがある程度つくっていった方がおもしろいと思います。

地域の語り部、これはだれが地域の語り部を育てているのか、ちょっとわからないのですが、非常におもしろい、愛される語り部を育てていただければ、日本のイメージが上がると思いますので、ぜひその辺も力を入れていただきたいと思えます。

それで、外国人旅行者が普通、スムーズに目的地に到達するために、乗車券を購入して、乗車して、下車して、乗るかえて、目的の観光地までに行くというその行為。現場まで行ければ大概のこととはできるわけですから、その行くまでにちょっといろいろ、どうしたらいいのという不安が残るわけですから、先ほどからも言っていますように、そういったことへの内容とか案内、こういったものには国を挙げての統一基準というものが要るんじゃないかと思いますが、その辺は基準とかはあるんでしょうか。

〔委員長退席、山口(泰)委員長代理着席〕
○驚頭政府参考人 観光立国行動計画という観光関係閣僚会議において決定された行動計画がございまして、その中でも、「外国人が一人歩きできる環境整備」というのが重要な課題と位置づけられておりまして、外国人が利用します公共交通機関に関しては、さまざまな場面で外国の方が迷わないように、外国語の表記とか、あるいはピクトグラムによる案内表示が適切に実施されていくことが必要であると考えております。

それからまた、観光案内所などにつきましては、全国に国際観光振興機構におきまして案内所としての百二十カ所指定しておりますが、これはマークを統一しまして、クエスチョンマークを建物の上に掲げまして、そこに行けば案内所だよというふうなことがわかるような工夫をしております。

それからまた、公共交通機関におきまして、一部の公共交通機関は大変先進的な取り組みを進めているという事例もございまして、また別の公共交通機関は違う表現ぶりとなっているとか、そういうふうなばらつきというものが現に見られております。こういうこともございまして、今回の法律では、公共交通機関における外国人向けの案内表示などの情報提供に関する統一的な基準というものを国土交通大臣が定めることとしておりまして、事業者におきまして、この案内表示の計画的な整備を促進する制度というものを導入することとしております。

さらに、全国の観光地でわかりやすい案内標識の整備を推進するために、外国語などの表記方法のルール化や配置計画等に関する事項につきまして、観光活性化標識ガイドラインとして取りまとめようとして、現在、私どもの国土交通省の中で、有識者から成る検討会で検討を進めているところでございます。

○樽井委員 iボックスですかね、あのほうはマークの。そういったものも、例えば各駅に、電話ボックスみたいな形式でもいいんじゃないか、例えばネットがつながっていて、駅すばあとみたいな、どこからどこまで行きたい、自分の国を選べばちゃんとプリントアウトして出してくれるようなシステム、それも先ほどおっしゃられたように、同じ色で、同じマークで各駅にある、その情報は、例えば日本を訪れる前に自分の国からもとることができる、こういったシステムをつくっていただきたいと思えます。そういったことによつて、日本に行っても安心だとか、どこか行く部分では困らない、そういったことでさらに観光客がふえる

と思えますので、その辺の統一基準、各地域地域でばらばらでしたらさっぱりわかりませんので、ぜひ統一をしていただきたいと強く訴えておきます。

それで、これは大臣にお伺いします。

ICTタグを利用した観光ガイドシステムの実証実験というのがスタートいたしました。これは、大臣自体が浅草観光で実際に試してみられたということなんです、各店とかあるいは名所に近づけば、端末を持って行けば、音声とか動画でその関連された情報が表示されるような仕組みになっているという、ユビキタス・ネットワーク研究が実施している、それで観光ガイドシステム推進委員会と国土交通省が地元の協力やそういったものでやっているということなんです、こういった新しい機械あるいは情報端末を使ったシステム、あるいはITの積極的な導入についてお伺いいたします。

○北側国務大臣 このユビキタスという技術は本当にすばらしい技術だというふうに思います。東京大学の坂村先生という方がこの世界では第一人者なんですけれども、坂村先生が、本当にこのユビキタス技術を活用して、さまざまな取り組みを今していただいているところでございます。

それで、観光にも活用しようということで、先般、今委員の方から御紹介がございました、浅草で今モデル実験をやっております。端末機をICTチップにくっつけますと、その観光案内が出てくるんですね。言葉でしゃべられるわけですが、その言葉が、日本語とそれから英語と韓国語と中国語と選べるわけでございます。私も実際にやらせていただきましたけれども、浅草には仲見世がございまして、仲見世の一軒一軒にICTタグが設置してございまして、それにくっつけますと、この店の名物は何ですということを教えてくれるわけですね。

そういったことをやっておるわけでございますが、これは実際、外国人の方々に使っていただきまして、非常に好評でございまして、この浅草で

のモデル実験、いろいろな御意見をちょうだいいたしまして、ぜひこれを全国の観光地で活用できるようにする大切なモデル実験とさせていただきますというふうに思っているところでございます。これは浅草だけではなくて、今既に島根県の津和野とか、それから愛知万博会場でもこの五月からモデル実験をさせていただこうというふうにしたいと思っております。

これはIT技術の一つの例でございますが、これだけではなくて、ITを活用して観光立国に向けてさまざまな取り組み、特に外国人の方々ができるだけ障害、不都合を感じないようにするためのさまざまな取り組みができるのではないかと、思いますので、しっかりと取り組みをさせていただきたいと思っております。

○樽井委員 そうですね。日本は、言ってみれば、そういったITの技術もすばらしいんだということと海外にアピールすることもできますし、さらには、携帯電話であるとかあるいはナビゲーションもついているような、そういったシステム、新しい技術をどんどん導入して、さらにクールなイメージで観光できる国だということを実現していただきたい。その辺は、技術立国として国を挙げて取り組んでいただきたいと思えます。

それで、観光地の開発をする人、人材の育成とかはどういったカリキュラムでなされているのか。まあ、制と能力がある方が開発していけばおもしろい資源がどんどんできるんですが、実際にはどういうふうな人材の育成をしたりあるいは発掘をしているのかという面についてお尋ねいたします。

○驚頭政府参考人 観光につきましては人材の育成が極めて重要でございまして、そういう意味では、観光に対する意識が随分、世間の目というものが集まっておりますので、高等教育機関、大学等におきまして、観光関連学科の設置というものが近年増加しております。平成十六年度には、三大学が観光関連学部を、二十大学が観光関連学

科を設置していましたが、本年度はさらに、国立大学としては初めて山口大学と琉球大学に観光関連学科が設置されるなど、新たに三つの大学で観光関連学科が設置されております。

そのカリキュラムでございますが、基本的なものとしましては、観光産業に必要な経営学とか語学などの基本的な知識に加えまして、観光の魅力を考える観光資源論とか、観光のシナリオづくりを考えます観光計画論などが設定されておりまして、さらには、観光文化論とかエコツーリズムに関する実践的な講義なども盛り込まれております。

以上が高等教育機関での取り組みでございますが、また一方で、地域の観光の魅力、おもしろさを掘り起こすということのできる人材を育成することも観光立国の実現には重要でございます。このため、観光の分野で成功をおさめた、もう既に成功をした方を百人、観光カリスマということ、私ども顕彰させていただいております。そういう方が、自分のいるところで、各地で観光カリスマ塾というものを開催しまして、そのカリスマの方が成功したいろいろな体験などを講義するというような取り組みをしております。

さらには、新たに創設いたしました観光ルネサンス事業におきましても、地域の人材育成事業に対して支援をすることとしておりまして、こういうことによりまして、観光産業を支える人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

（山口（泰）委員長代理退席、委員長着席）

○榊井委員 高等教育で観光計画論とかあるいは文化論とか習って、いかにもおもしろいものができるというイメージは余りないですね。実際に、先ほどもおっしゃったように、観光カリスマという方がいらつしやるのならば、そういった方をぜひ政府にも入れて、積極的にこういった部分には取り組んでいくべきだと思います。後で言いますが、観光資源の開発こそが命だと思っておりますので、その辺に力を入れていただけたらと思います。

それで、地域観光振興計画について、民間団体は作成や変更の提案ができると言われているんですが、市町村が必要と判断しなければ地域観光振興計画の作成、変更は行われない。そういった中で、民間の意欲がそがれないようにするためには、市町村がその必要性、どうするかということとを判断するに当たっては、さっき言われたような観光カリスマなどの意見も考慮して参考にすべきだと思うんですが、その辺のところはどのように認識されておりますでしょうか。

○驚頭政府参考人 今回の法律改正の主眼の一つは、民間の知恵を最大限生かした地域の観光振興を促進することでございます。

その観点から、市町村が作成主体であって、当該地域の観光振興ビジョンである地域観光振興計画について、民間組織が素案を添えてその作成や変更について具体的な提案ができる規定を設けることとしております。これによりまして、市町村が計画案をみずから作成できない場合であっても、民間からの具体的な計画案が提示されることによりまして地域の観光振興が進んでいくということが期待されるわけでございます。

加えて、先生御指摘のとおり、市町村が地域観光振興計画の作成、変更の必要性を判断する際に、その判断材料の蓄積が十分ではないといったような場合も考えられますので、民間の専門家の意見を聞くということは大変有効な手段だと考えられます。それぞれの市町村の事情に応じて民間の専門家の活用も検討していただくように、市町村に対して周知してまいりたいというふうに考えております。

○榊井委員 どうも、エンターテインメントとか観光という分野に関して、余り役所がやっておもしろいものがない感じがしないんですね。その辺は、やはり第三者の意見というものをもうちょっと取り入れて、ちょっと斬新かなと思うぐらいのことを実行していくような心構えも必要なんだと思います。その辺の部分も、ぜひこの実行の部分では考慮に入れていただきたいと思いま

す。

それと、これはちょっと苦言といえますか何と云いますか、観光協会、ここには天下りの方がたくさんいらつしやいます。国土交通省出身の方も二十六名中十四人いらつしやいますね。そして、第三者的な機関である、公的なお金を使う機関でありながら、一部の政党とかあるいは一部の団体に偏って活動分野がいつていないかということなんですが、その辺の部分の認識はいかがでしょう。

○驚頭政府参考人 観光協会についてお尋ねがございましたが、現在、全国法人である社団法人日本観光協会のほかにも、各地域に観光連盟、観光協会などの地方法人が全国に三百以上設立されております。それで、一般的な観光協会の定款というものを見ますと、設立目的というのは、当該地域における観光事業の健全な振興を通じて地方産業及び文化の発展と社会、公共の福祉増進に資するとともに、国際観光を通じて国際交流及び国際親善に寄与することなどを目的としておりまして、具体的には、観光案内所や特産品売店などの観光施設の運営とか、イベント開催や観光客誘致キャンペーンの実施などを実施しております。

今先生、こういう団体でありながら特定の政党にというお話でございましたが、今回の法律で、補助金を観光協会等の公益法人に出す場合には、その認定に当たりまして当該法人の行う事業が適正な手続のもとで公正中立に実施されるものであるということとその認定の要件にしようとしておりますので、こういう形によって透明でかつ公正な事業が実施されることを確保していきたいと考えております。

○榊井委員 ぜひ、人員においてもあるいは活動内容においても、公平公正な第三者機関であって観光事業のさらなる振興に尽力する、そういった立場を守っていただき、今後とも活躍していただきたいと思ひます。

そして、もう時間ですので最後の質問にしますけれども、では、ちょっと大臣に最後、意気込みとして聞きますが、例えば今の日本の観光あるいは

は景観にしても、サブライズが足りないと思うんですね。だれもびつくりしない。どこにでもありそうな普通のものがどこにでもあるように置かれていてという、そんな状態であると思っております。一々ちょっと手ぬるいし、一々おもしろくないというようなイメージを私は抱いておりますし、これはクール・ジャパンという新しい構想を立ち上げて変えていかなければならないんじゃないか、私の方はそういう意見を持っております。

普通にお金を人が出すというシーンを考えますと、この間、例えば妻を園遊会に連れていったりしますと、ああいったすばらしい庭に行くんだからさきつと着物を着てちよつと扇子も高いものを買おうとか、そういったことになって、ちよつと景観的にも効果があるわけです。

どこに行くにもジャージを着て行くような場所ばかりあつても余り効果がない。やはり、こんなすてきな場所はないぞというような場所をつくったり、そういうことが必要なんだと思うんですが、そういった観光資源の開発における意気込みとか、そういったものをつくるときにどういったことをやろうと思われるか。また、やらないのならやらないで、その辺の見解、所見の方を最後にお伺いいたします。

○北側国務大臣 サブライズも必要だと思いますが、外国人の方から見ても、我々日本人が当たり前のように思っていることに結構サブライズを覚える方々もいらつしやるんですね。我々日本人自身が我々日本の魅力を知っていない部分が結構あるんじゃないかと私は思っています。

先ほど委員もちよつとおっしゃっていましたが、観光というのは光を観ると書くんですけども、それはその国とか地域の文化、歴史、伝統また風土、そういうものを見る、知ることだと私は思っています。それは、観光客から見ると、他の地域に行つてそういう文化に触れる、その地域また国のことをよく知る、理解をするということとは非常に意義があります。

とともに、私、もう一つ非常に大事な意味があ

るなど思いますのは、逆に観光を手段として地域再生をしよう、観光というものを力を入れていこうとする地域の姿を見えますと、その地域の方々が、自分たちが今まで余り感じていなかった本当は素晴らしい財産、魅力というものが我が地域に、我が国にあるにもかかわらず、それに對してしっかり磨きをかけてこなかった。そういう観光振興を通じて自分の地域の歴史とか文化に對して知り、そして愛着を持つようになる、それは非常に郷土愛だとか愛国心だとかいうことにつながってくる。私は思うんですけれども、観光を通じて自分たちのことを知る非常に大きなきっかけに結構なっているのではないかと、そういう大きな意義もあるのではないかと考えています。

また、経済面でも非常に大きな効果があるんですが、特に雇用面でこの観光振興というのは非常に大きな効果がある。観光の受け皿というのは非常に幅広いわけですね。男女を問わず、また年齢差を問わず、さらには学歴のあるなしも余り問いません。また、観光の中にもいろいろな分野がございます。そういう意味では、雇用としても非常に大きな、これから期待できる受け皿でもございます。

そういう意味で、観光振興というのは、確かに大きな、USJとかディズニーランドとか、そういうのも大事ですけども、一方で、地域地域のそういう魅力を掘り起こしていく、魅力を磨いていくということも非常に大事に取り組んではないのかというふうに思っているところがございます。

○樽井委員 文化を磨いてそれを認識してもらう、それも非常に大事だと思いますが、三兆円赤字だというのが現状です。実際に、きれいな景色を見てきれいだと言っても、お金をそこに投げるわけじゃない。やはり、地域の振興をするためには、それなりの経済効果を持ったものも考えていくことも、もちろん大臣が言われたことも大事ですが、つけ加えて新たにやっていただけだと思えます。

時間ですので、これで質問を終わります。
○橋委員長 松崎哲久君。
○松崎(哲)委員 政權準備党、民主党の松崎哲久でございます。

ただいま、民主党の樽井委員に對して北側大臣の方から御答弁があつたんですが、実はお二方は同じ選挙区で選挙を戦われているという御関係だと思ひます。公開討論会を聞くかのような感じがいたしました。その意味で、北側大臣、御答弁が熱心で詳しかったのはよかったんですが、私どもの時間が侵食されておりますので、そのことにも御配慮をいただけたらと思います。

本改正案の審議に關しまして、まず最初に、国土交通省の言語感覚というものを問いたいというふうに思っております。

本当は国土交通に限らず行政全体の言語感覚ということなんですが、去年の五月十九日に、自動車関係手続のいわゆるワンストップ法案というのが審議がございました。その際に、私は、例えば国土交通白書等に横文字の非常にわけのわからない用語が多い、横文字がやたらに多いということ指摘させていただきまして、前の大臣に伺いました。するとほとんどわからない、こういう御答弁でございました。

北側大臣にそのクイズみたいな質問はいたしませんので、聞いていただければよろしいんですが、官公庁というのは、国民の生活や仕事に密接に關係する行政を扱っているということをよく考えていただいて、わかりにくさ、逆にわかりやすさというものに常に留意していただきたい、こういうふうにも思うわけですね。

そこで、本日のこの改正案なんですが、通訳案内業法はいいとして、及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に關する法律の一部を改正する、こういうことですから、これは橋委員長が読み上げるのも大変かわいそうになるぐらい長つたらしいわけですね。これは、三十六条の読みかえ規定のところを外客来訪促進法、こういう略称を使つておられます

が、実はこれも、意味はそういうことなのかと思ひますが、このタイトル、外客という外国人観光旅客、それから来訪地域の来訪、それから多様化の促進という意味で、それぞれの単語は出てきますけれども、外客と地域と促進の關係が実はこういう略し方じゃないわけですね。ですから、この略称、これはよく後でお考えいただければわかりますけれども、こういう略称というのは私はよくない、紛らわしいというふうに思つております。実は、国土交通省の官僚の方々は外客誘致法という略称をお使いになつて、この方が実ははるかにわかりやすいわけですね。

名は体をあらわすと申しますけれども、その名がわかりやすければ、法律になつた場合の目的とされているところの効果というものは上がつてくるわけですよ。何が何だかわからない長つたらしい法案だと、これは人も言葉にも出しませんから、その目的の効果が上がらない、こういうことがあると思うんですね。ですから、そういう問題意識をぜひ役所の方々には、法案をつくる際にも、それから略称を考える際に持つていただきたい、このように思つております。

大臣への質問になりますけれども、本改正の目的というのは、ビジット・ジャパン・キャンペーン、これもいけませんね、英語ですから、横文字ですから。つまり外客誘致活動の一環だ、こういうふうにも思つておりますけれども、このキャンペーン、先ほど、ことしは七百万を目標とするというお答えがありましたけれども、実際にどのよう具体的な効果が上がつているかということをお大臣に伺いたいと思ひます。

○北側國務大臣 観光立国ということ、小泉内閣になつて観光立国担当大臣をつくりまして、これは石原大臣が最初でございますが、それから、二〇〇三年度から、今横文字はよくないとおっしゃいましたけれども、ビジット・ジャパン・キャンペーンという政策をとり始めました。

二〇〇三年が五百二十一万外国のお客様がいらつしやいましたが、昨年、二〇〇四年は六百十

四万、過去最高でございました。ことしは、愛知万博も開催をしておりますので、七百万人という目標をぜひ達成したい、そして、二〇一〇年には一千万人を目標にしたいというのが現時点の私どもの数字としての目標でございます。

○松崎(哲)委員 先ほど私、大臣への御質問の前に少し自分の意見を申しましたが、政府参考人の方からもし御意見をいただけるんだったら、後でもいただきたい。特に通告しておりませんが、答弁は求めませんが、御意見があれば伺いたいと思ひます。

今の大臣の御答弁で、〇三年が五百二十一万人だったものが、〇四年、去年は六百十三万人になつた、本年の目標は七百万人ということなんですが、この訪日外国人のベストファイブ、私も横文字を使つてしまいましたが、上位五カ国・地域をとりますと、韓国、台湾、アメリカ、中国、香港、こういう順番だということに聞いております。

このうち、韓国は〇三年の百四十五万人が〇四年に百五十八万人ということで八・八%増、中国は四十四万人が六十一万人で実に三七・三%増、香港は二十六万人が三十三万人で一五・四%増という伸び率を示しておるわけですね。

昨今、韓国、中国、御案内のとおり抗日、反日活動があるわけですね。これが激化しているのはもう我々目の当たりにしているわけです。昨年の全体一七・八%の伸び率があるんですが、同じような伸び率をことし、七百万人目標だということですが、一千万目標というのはその当時はよかったと思ひますが、ことしのこの状況の中で来年というのは果たして目標達成できるのかどうかということについて、大臣、御所見をいただければと思ひます。

○北側國務大臣 ことしですと、二〇〇五年。今の中国で起こつて反日デモ等々、また竹島問題を通じての韓国での反日運動、私は、だからこそ、こうした隣国の日韓關係、また日中關係というのは極めて大事でございます。そういう意味で、こうした二国間關係について、やはり、中

国も韓国も、そして私も日本も努力をして良好な関係をつくっていかねばならない、今の状況は打開をしなければならぬと思うんです。こうした状況を長く続かせてはならないわけでごさいます、そういう意味で、しっかり政府としても努力をしなければならぬというふうに私は考えているところがございます。

こうした状況を早く打開して、また、先ほど来お話が出ておりますが、観光の大きな意義の一つは相互理解でございます。そういう意味でも、実際に日本と日本人というものをやはりじかに見ていただく、知っていただくということはますます重要であるわけでございます。私は、そういう意味で、この七百万という目標につきましては、確かに今回のことがいい影響を及ぼしてはいないことは確かでございます。当面、しかし、この状況を早く打開して、多くの方々に日本に来ていただけるように、ぜひそういう環境、条件をしつかりと整えるように努力することがやはり政府の、また政治家の大きな仕事であるというふうに私は思っております。

○松崎(哲)委員 今の日中韓の状況というのは、これは憂慮すべき事態であるということは私も認識は同じでございますし、私の申し上げました趣旨は、こういう状況になったのであるから、これまでの計画は計画として、微調整してでも、特に中国、韓国から観光客として来ていただければ、結果として日本に対する理解というのは深まるわけですから、先ほど、実は河本委員が、アジアばかりでなくてラテン地域もお話がありましたけれども、実はそうではなくて、そうではなくてというか、こういう状況の中で、やはり上位五者の中に米国を除いてすべて東アジアの国というわけですから、そういう意味では、特にことしのこういう状況を踏まえて、まさにこの地域からの外客誘致というのが想定どおりに、あるいは想定以上に行われるように、格段のといいますか別段の御対策もお願いしたい、こういう趣旨で申し上げたことでございます。

次の質問になりますが、基本的に本改正は、通訳案内士の問題、それから来訪地域の多様化、いろいろ対策があるわけですから、これは外国人旅行者にとつての日本観光の満足度を高めるというのが大きな目的だと思っております。その観点で、実は先ほど樽井委員の質問の中にボランティアについての質問があり、政府参考人から御答弁いただいたんですが、三十六条で、「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。」こうあるわけですが、これは違反すると五十万円以下の罰金規定もついております。

そこで、業とするのはどういうものかということについて少しお話をいただきたい。短くて結構です。

○驚頭政府参考人 お答えいたします。

「業として」とは、一般に、反復継続する意思を持って一定の行為を行うことと解されております。したがって、通訳案内業法においては、有償の通訳案内行為を知人や業務上の関係者である外国人等から個別に依頼を受けてその都度行うということであれば、それは反復継続になりませんけれども、反復継続する意思を持って有償の通訳案内行為を行った場合には罰則の適用がある、こういうことでございます。

○松崎(哲)委員 その趣旨が、無資格ガイド、無資格者にガイドさせるといことがガイドの質の低下、あるいは誤った知識、情報を外国人旅行者に与えてしまうというのを防ぐという目的であれば、そういう規制があるというのは当然だと思っておりますが、逆に、低い方を見るだけじゃなくて高い方も見てみたい、こういうふうな考えまして、例えば、知識人と文化人とかが報酬も得てというか、そういう人に報酬を払って、京都であれば京都の社寺をずっとめぐって案内をしてもらい、こういうようなことがあり得るし、企画として十分成り立ち得るんだと思うんですね。その場合に、第二条で「外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする」という

ことがこの通訳案内士、それを無資格でやれば触れるということになると思いますが、例えば社寺について、その住職とか神主さんが自分で自分のところを説明するのであれば、これは「旅行に関する」じゃないからいいわけだと思いませんか。ただし、鎌倉とか京都とか、そういうところ

ろに造詣の深い知識人、文化人が同行して、しかも文化人、知識人ですから英語は堪能である、英語で直接しゃべれる、こういうことになって、当然その方に半日とか時間を拘束するんだから謝礼を差し上げて、さらには人気が高いということになれば、集客効果があるということであれば、それも反復してやっていたらいいと思います。これは、こういう形態を考えれば、外国人に対して質の高い旅行を提供するという目的に合致していると思うんですね。ところが、これを厳格にこの法を適用すれば違法になってしまうおそれがあるんですが、いかがでしょうか。

○驚頭政府参考人 今先生おっしゃられましたとおり、反復継続して報酬を得て行う、業として行うということをや法では禁止しているわけでございますので、今おっしゃられた、一定の地域に造詣の深い知識人という方が通訳案内士の資格を持たないまま、英語がしゃべれるので旅行に関する案内を鎌倉なら鎌倉でやる、こういう場合には通訳案内士法における通訳案内に該当する可能性が高いわけでございます。この方が外国人旅行者から直接に、あるいは旅行者から報酬を得て行われているという場合には、通訳案内士法の三十六条に抵触するおそれがあるというふうに考えております。

○松崎(哲)委員 それで、本来のこの法の目的を考えますと、質の高さ、無資格ガイドによって質が低くなる、あるいは誤った情報を与えてはいけない、こういうのを防止する目的、むしろ質の高い旅行を楽しんでいただくためのものにこれはないわけですね、そういう企画をしたとすれば、私が考えますには、質の高さを求める、与えるわけだから、多分、費用についてはそんなに余り

ぎりぎり詰めないということであれば、正規の資格を持った通訳案内士がその期間同行して、同行しているんだけれども実際に説明するのは文化人なりそういう方に、大学教授とかにしたい。こういうことであれば法本来の目的からして何も問題はないと思うので、こういうケース、正規の通訳案内士が同行しているということであればこれは法に触れないんですよというふうな運用していただきたいと思います。けれども、いかがでしょうか。

○驚頭政府参考人 今先生おっしゃられましたとおり、知識人、高い知識を持っておられる方が一人で案内するのではなく、通訳案内士が同行している場合には、通訳案内に該当する旅行に関する案内を行っているのはこの有資格者でございます。同行しておられる知識人というのは歴史、文化等に関する大変高い知識を旅行者に伝える、こういうことでございますので、その場合には通訳案内士法の三十六条違反とはならないというふうに考えております。

○松崎(哲)委員 その御答弁を伺いまして、大変心強く思っています。現実には、本当に質の高い、そういうセミナーみたいなものを旅行に含ませて企画するというのを旅行会社の方なんかでもできると思っています。ですから、その際に、まかり間違ってもそういう方々を、三十六条に触れるからみたいなことで嫌な思いをしていただくようなことと思いたいですから、念のため確認をさせていただきます。次の質問なんですが、外客来訪促進法改正案の五条以下の地域観光振興事業計画について伺いたいと思うんですが、観光協会や民間組織が創意工夫をもつてそういう計画を立てる、その振興策を考えて、それが国土交通大臣に認定されると四割の補助が受けられるというふうな何についております。というのは、この法律には書いていないわけですが、本年度の予算で措置されたというように記憶しておりますけれども、間違いないかということ、その予算額を伺いたいと思います。

○驚頭政府参考人 そのとおりでございます。

平成十七年度予算で、観光ルネサンス事業というものを新たに認めていただきました。この事業全体は約三億円でございますが、そのうち、先生が今おっしゃられました民間に対する補助金というものは、地域観光振興事業費補助金として一億五千万円が計上されております。

以上でございます。

○松崎(哲)委員 国土交通大臣が認定すればこの補助金が受けられるということですが、大体どういう方針で行われるか、何件にどのぐらいの金額を補助するというような御方針であるのか、もし決まっておりますれば検討が進んでおりましたら伺いたいと思います。

○驚頭政府参考人 二段階ございまして、まず、国土交通大臣が民間組織が作成します地域観光振興事業計画について認定を行います。この認定というのは、改正後の法律の第三条二項第三号の「地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項」、例えば地域の個性豊かな魅力を最大限に生かすようなものとか、市町村の定める地域観光振興計画と密接な連携を図るとか、外国人観光客の利便性、魅力の向上に資するというような指針に合致しておれば、国土交通大臣は自動的にそれを認定することになります。

それで、さらにその上に、予算上の措置として補助金をもたらえるかどうかというのは、国土交通大臣の認定を受けました事業計画のうちから、国が設置いたします第三者委員会によりまして特にすぐれたものとして推薦を受けた計画について補助金で支援するというのを考えております。本年度につきましては十件から二十件程度を想定しております。

○松崎(哲)委員 わかりました。

時間がもう間もなく参りますので、最後に大臣に伺いたいと思うのです。

観光立国、こういう大方針ですね。もちろん賛成でございますが、しかし、そもそも観光とは何かということ、先ほど大臣は御答弁の中で、光を

観ると書くのですよと大変文学的にお答えをいただいたわけですが、観光の定義というものを考えないと、立国の手だてを考えるとというのは難しいわけです。

実は国土交通省に、観光地の定義というのは何だというふうに伺いましたら、明確なものはないらしいのです。それなら、観光地の数というのはどのぐらいあるのかと聞いても、調べてないのだからない、こういうお答えでした。それならば、観光協会の数ぐらいはわかるのではないかと、ふうに伺いました。そうしましたら、社団や任意などさまざまあつて、これについては答えにくい、答えられないというお答えが事前にございました。

さりながら、先ほど樽井委員の質問に對しまして、都道府県で三百はあるのだということが、数字が出てまいりました。もちろん、そのほかに任意等があるから総数は幾つかわからないという意味だということばかりですが、この三百すらが私の事前の質問についてはお答えがなかったのですよ。

私としては、これは大変遺憾なことでありまして、この質問にお答えいただけるものぐらゐのことで、事前に何うことによつて質問の深さを深めていきたい、精度を高めていきたい、こういう趣旨で事前に国土交通省さんとお話をしているわけですから、今回のようなこということが、これは観光審議官だけの問題ではなくて、御省として、今後こういうようなことになれば、質問について、内容について事前にお話し合いますということが意味がなくなつてしまいますので、その点十分に御省の方で留意をいただきたいというふうに厳重に申し上げておきたいと思ひます。

ただ、実際の総数は余りわからないということ、は事実だというのは、それはわかるのですが、先ほどの、さらに観光地というものの数がどのぐらゐかというのは、調べていないからわからないということだったので、それでも困るから、何か目安はないかというふうに伺いましたら、民間

の方で調べた調査があつて、観光資源と言われるものが二千六十カ所リストアップされている、こういうふうな伺ひました。これは大臣への質問に次からはなりますが、その内容を検討いたしますと、個々の、観光資源というんだそうですが、自然資源と人文資源に分けて、特AからC、Dまでランクづけがしてあつて、なかなか示唆に富むものなんです。ただ、あくまで民間の調査でしかないということなんです。

国交省がというよりも政府全体として、観光立国という大方針を掲げてこれを推進していくわけですから、観光地についての定義なり、そういう意味でのガイドラインというようなものを何か定めて、政策としてやはりきちんと対応していくべきではないかというふうに思うのですが、これについて御所見を伺ひまして、最後の質問とさせていただきます。

○北側国務大臣 結局、外国人の方々、観光客の方々が何に魅力を感じるのかというところは非常に多様だと思ひます。初めて日本に来る方はやはり富士山とかなるのですが、やはりリピーターになりますとそうではなくて、地方の、本当に田舎の棚田とか、そういうのを見て感動される方もいらっしゃるわけございまして、そういう意味では、魅力というのは、観光客の側に立ちますと極めて多様、また地域の側に立つても、それぞれの文化とか伝統芸術とか、そういうものも非常に多様でございます。

そういう意味では、一概に、これが観光地であるというふうな定義する、また何らかの基準をつくつていくというのはなかなか難しいのかなというふうな思ひますが、ただ、外国人の方々であれば、やはり一つの傾向性といひますか、そういうのはあると思ひます。

例えば韓国の方ですね。昨年もたくさん、日本に一番来ていただいた外国人でございましてけれども、結構聞きますのはゴルフですね。韓国のゴルフというのは高いらしいですよ、今、日本は安い、温泉がいいと。温泉つきのゴルフですね。

これに結構韓国の方々が、近いということもあつていらつしゃつておられるというのをよく聞くのです。だから、例えばそういうことなんかはもつと商品として宣伝していけばいいなと。今すいてあるゴルフ場なんか幾らでもあります。

そういう意味では、本当に魅力というのはもうさまざまございまして。そういう意味で、なかなか一概には言えませんが、そういうふうな戦略的にさまざま商品を開発していく、その支援をしていくということは非常に大事なことだというふうに思つております。

○松崎(哲)委員 ガイドラインをつくつていただけないかということについて御答弁が不十分だと思ひますけれども、時間ですので、これで終わります。

○橋委員長 谷口隆義君。

○谷口委員 公明党の谷口隆義でございます。本日は、テーマになつておりますこの法案につきまして、大変短いわけですが、十五分間でございますが、質問をさせていただきたいと思ひます。まず初めに、先ほどから出ておりますけれども、訪日外国人の増加対策ということでお伺ひをいたしたいわけでございます。

平成十五年の四月一日から事務局ができて、ビジット・ジャパン・キャンペーンが始まつております。先ほど北側大臣もおっしゃつておられたように、二〇〇三年は五百二十一万人が、二〇〇四年が六百十四万人、一七・九%増加した。やはり戦略的な観光客誘致対策ということが功を奏したのだらうと思ひます。

しかし、一方で、いろいろなネックになるようなことがあるのだらうと思ひますが、まず初めに私がお聞きしたいのは、訪日の外国人を増加させていくということに対して、訪日のほとんどの人が空港を利用した訪日をされるわけございまして、国際空港というのは非常に重要であります。現在、成田、関空、また先日、中部空港も開港いたしましたわけでございますが、まず初めに、発着便数、キャバがどのぐらゐで、このうちのくら

いの方が来ていただいたのかというのはなかなかわかりにくいのでございますので、国内の発着便数のキャパに対して、現状、各空港でどのくらいの実情にあるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。

現在、成田空港、中部空港、関西空港のキャパシティとして、航空機発着回数は合計して年四十六万回程度でございます。そのうち、国際線、国内線を合計した利用実績というのは三十九万回程度です。キャパシティの約八五％になっております。

これで国際線だけを抜き出してみますと二十八万回ということでございますので、キャパシティとの比率で申し上げますと約六〇％が活用されている、こういうこととなります。

○谷口委員 六〇％ということで、また、先ほども申し上げましたように中部国際空港も開港いたしましたので、大幅にキャパがふえてきたわけであります。

この運用に對しまして、今大臣の方は、成田の二本目の滑走路、二千八百メートルの滑走路を延長しようということで大変な御努力をされておられるわけで、これが二千五百になると、その受け入れのキャパも一割強ふえるというようにことも聞いておりますが、成田にやはり乗り入れをしたいという航空会社も非常に多いようでありますので、そういう受け入れの観点からも、ぜひ一刻も早く進めていただきたいというように思っております。

あとは、次にお聞きしたいのは、成田、関空、また中部という国際空港をトランジットで利用される方がたくさんいらっしゃいます。空港内で飛行機を乗りかえて、そのまままたほかの国に行かれるというようになことをされている方が多いわけですが、しかし、考えようによりますと、一度入国をしていただいて空港周辺を見ていただくというようなことは大変重要なんだろうと思っております。

私は今、アラブ首長国連邦の友好議員連盟をやっておりますけれども、ドバイの空港は、もうこのところ急激に増加をしております。本場に短時間で周辺のところの見学もやっております方もおられるようであります。

このようないろいろな積み重ねが非常に重要なことであると思うわけでございまして、このようなことで、北側大臣、何か考えていらっしゃるようなこと、もう既にやっておりますしやるようなことがございましては御答弁をお願いしたいと思っております。

○北側国務大臣 私、委員の御質問がございましたので調べてみましたら、成田国際空港のトランジット客というのは年間二百八十五万人いらっしゃるんですね。えらい数字なんです。関西国際空港は三十三万人でございます。

このトランジット、確かに我々も海外に行ったときに、ある空港にトランジットで立ち寄るときがあります。そのときに結構時間があく。その中に、空港の施設の中で大抵いることが多いんですが、本当はちょっと市の観光でもできればいいのになと思っております。実際そういうことをやっている国はたくさんございます。

成田空港につきましては、そういう趣旨もございまして、本年二月に、成田空港の周辺において、約三時間で成田山を初めとする周辺の観光地めぐりだとか、約三時間でショッピングセンターを往復し買い物を楽しむ等の、実験的なトランジットツアーというものを実際に実施させてもらいました。これはビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として実施をしたところ、百五十名の外国人の方が参加をしていただきまして、非常に好評をいただいたところでございます。

今後とも、こうしたトランジットツアーの事業化というものを目指しまして、検討をしっかりとしましてまいりたいというふうに思っております。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕

○谷口委員 今大臣おっしゃったように、成田で二百八十五万人という大変な数でございますの

で、ぜひまた今おっしゃったようなことを進めていただきたいというふうに思っております。

それと、訪日される外国人の方は、国土交通省は所管が観光でございますから観光キャンペーンというところでありますけれども、ビジネスで来られて観光されるとか、ビジネスオンリーという方もいらっしゃると思います。

統計を見ますと、例えば韓国から訪日される方のうち、観光が五九・五％、商用が二七・九％、これは二〇〇三年の国際観光白書でございますが、こういうふうになっております。また、アメリカからも観光で来られた方が五六・四％、商用が三四・五％、中国は観光が二二・四％、商用が二〇・二％ということで、ビジネス客がかなり来られておられるわけでございます。

ですから、ビジット・ジャパン・キャンペーンを、一千万人を達せられるためには、観光のみならず、このビジネス客をどうつかむかということも一つの大きなポイントなんだろうと思うわけでございます。

私は地元が大阪でありますので、関空の稼働率を上げていきたい、こういうこともあったり、関西地域また特に大阪が大変低迷をいたしておりますので、そこで従来から私が提言をしていることがございまして、今、アジア域内で非常に連携が強化されております。それで、今後、アジアの債券市場とか金融・資本市場がどんどん整備されるんだろうと思っておるわけでございます。そのときに、国際金融拠点、国際金融センターが、シンガポールとかまた香港とか上海だとか、こういうところが今大きくクローズアップされておるわけでありまして、東京マーケットも実は国際金融拠点になり得ていないというように言われております。そういうこともございまして、大阪でそういうようなことを手を挙げていってたらどうなのかというように私は提言いたしておるわけでございます。

そういうような提言を私はさせていただいておりますが、これはまさに商用で来ていただくという

ようなことなんだろうと思っております。

この外国人旅行者受け入れランキングを見ますと、二〇〇三年に日本は三十三位でございます。これは二〇〇三年の資料しかございませんので、五百二十万人ですね。シンガポールが六百九十九万人、七百万人弱なんです。

シンガポールは御存じのとおり淡路島ぐらいの国土でございまして、都市国家、金融国家と言われるような国であります。もう空港も大変整備されておまして、飛行機をおいたら三十分でパッパととれて三十分でホテルに入れるというような、非常に効率化を図っておる国家であります。ここは観光客も多いわけでありまして、ビジネスでやはり来られる方も大変多いというように聞いておるわけでございます。

こういう観点で、所管が観光ということでありますけれども、省を乗り越えて、例えば経済産業省、また財務省等々と、訪日外国人をいかにしてふやしていくのかという観点での意見交換ができるような場、また研究会、このようなものをつくっていただいて、一体的な対応がそこでやっていただけるのではないかとというように私は思っております。わけでございますが、大臣、御見解をお願いいたします。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○北側国務大臣 私どもが多くの外国人に来ていただくとしておるのは、観光客だけではなくて、今委員のおっしゃったお仕事で日本にいらっしゃる外国人の方々、その方々もできるだけ支障が、また、来ていただいたらできるだけ支障が、障害がないようにしようというのが、私どものこの観光立国、観光振興の目的の大きな中に入っております。そういう意味では、政府を挙げて今取り組んでいるところでございます。

そういう意味で、国際会議なんかを誘致することも非常に大事であると思えますし、また、せっかくお仕事をさせていただいた海外の方々に、さっさと帰っていただくのではなくて、例えば一日、二日も本場にゆっくりしていただく、文字どお

り観光していただくというふうな、例えばそういうインセンティブが働くような商品を開発するだとか、そういうことも非常に重要なことであるというふうに思っております。

いずれにしても、ビジネスマンの外国人の方々も私どもは対象として、多くの外国人の方々に我が国を訪問してもらいたい、そのための施策を推進してまいりたいと思っております。

○谷口委員 今大臣がおっしゃったことは具体的に、政府一体となって観光客の増加、商用も含めてやっていくということで、そういう協議の場というのはいまのところおられないでしょうか。

○北側国務大臣 はい。観光立国閣僚会議というのがございまして、そこには当然閣僚が参加をしております。

○谷口委員 さつきも私が申し上げた、やはり我が国が一体どういう方向を向いていくのか。さつきも申し上げたように、これからアジアがどんどん大きくなってまいります。そこに注目をして、国家戦略という観点から、いろいろな切り口があるんだろと思いますが、私が先ほども申し上げた金融・資本市場というところも一つの切り口でございます。それは、観光というところに余り焦点を当ててしましますと、またそちらの方がはばけてくるようなところもありまして、一つのアジアを見定めた我が国の国家戦略を策定し、そこに、我が国に訪訪していただく、来日の外国人の方が乗ってくる、当然一体のものでしたら、そういうような形でぜひやっていただければというように大臣に申し上げたいと思います。

一応それで訪日外国人の件は終わります。観光ガイドの件で、先ほどから出ておりますが、どうも状況を聞きますと、この通訳案内業の方の資格が大変難しいというふうなことでございまして、資格を持っていらっしゃる方が、十六年四月一日現在で九千三百五十人いらっしゃる。しかし、この資格を持っていらっしゃる方がガイド活動をやっているという方と、そうでない、かなりの方がその業務に携わっておられないというふうなことを聞いておるわけでございます。

今回、この改正が行われて、通訳ガイドの試験が、合格率を引き上げることによって、より一層資格を持った方が出てくるわけでございまして、それにつけ加えて地域限定型の通訳ガイドの方も出てくるわけで、現状、すべて業務に携わっておられないという状況の中で、今回またこの数をふやすというふうなことで考えておられるわけでありまして、これについてどのようなようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。先生今御指摘のとおり、平成十六年四月一日現在で、通訳ガイドの資格保有者は九千三百五十人おります。実際に活動しておられる方というのは、社団法人日本観光通訳協会あるいは事業協同組合全日本通訳案内業者連盟の二つの通訳ガイド団体に加盟しておられる千五百人弱が中心になっているというところでございます。

ビジット・ジャパン・キャンペーンの展開あるいはビザ負担の軽減などを通じて、中国、台湾、韓国を初め各国からの旅行者が大幅に増加して、通訳ガイドサービスに対する潜在的な需要が増加しているにもかかわらず、このようにガイドの数が少ないというのは、一つには、外国人旅行者と通訳ガイドサービスを提供したい通訳ガイドとを効率的につなぐシステムが今未整備であるというところ、それから二番目は、アジア諸国からの団体ツアー添乗員が資格を持たないまま通訳ガイドサービスを違法に提供しているというふうな実情から、意欲があっても仕事ができないというガイドの方がたくさんおられるというふうなことを考えております。

このため、今後、ガイド団体、地方自治体あるいは独立行政法人国際観光振興機構、旅行会社等の関係者の協力を得て、外国人旅行者が容易にそのニーズに見合ったサービスを提供する通訳ガイドを見つけていくことができるようなシステムを整備するとともに、違法な無資格通訳ガイド対策を強化していくこととしております。

こういうことによつて潜在的な需要がしっかりとあらわれることになりまして、既存の有資格者、あるいは今回の規制緩和措置により新たに増加する有資格者を問わず、幅広く活動できるようになるというふうなことを考えておるところでございまして。

○谷口委員 観光客をふやすためにいろいろな努力をさせていただいておるわけでございますが、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○橋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、通訳ガイドについてまず聞きまして。

観光産業はマンパワーが大事なことは御承知のとおりです。観光客をふやすには、どうしても担い手の量と質を高める必要があると私は考えます。

本改正に当たって、実際に通訳ガイドをなさっている方に通訳ガイドを取り巻く状況をいろいろと聞いてみました。なかなか厳しい状況であることがわかりました。唯一の国家資格で、合格率も五割ぐらい、難関を突破したにもかかわらず国家資格にふさわしい収入が得られないとか、プロとして生活をしていくだけの仕事を確保できるのはほんの一握り、さらには、エージェントから仕事をもらうしかルートがないので非常に立場が弱い、こういった意見が寄せられています。本改正について、資格が取りやすくなつて観光通訳士がふえたら仕事の単価が下がるのではないかと、不安の声も寄せられています。

そこで聞きます。単純に参入障壁を取り払って数だけふやすことになれば、今以上に、少ない仕事をとり合う形になって単価が下がり、サービスの質の低下と既存の通訳ガイドの就業環境悪化をもたらすことになるんじゃないか、この点を心配していますが、その見解をお聞きしたいと思います。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。通訳ガイドサービスに対する潜在的な需要というのは、平成十六年で六百四十万人であった外国人旅行者の数を平成二十二年までに一千万人に増加させるということで、今、ビジット・ジャパン・キャンペーンなどに国を挙げて取り組んでいるわけでございますが、そういう意味では、潜在的な需要というのは大きく伸びるという要素が一つございまして。

一方で、現状では、これらの外国人旅行者と通訳ガイドサービスを提供したい通訳ガイドとを効率的につなぐシステムが未整備であるということ、は、我々の反省でございますが、そういうことがあつたり、あるいはアジア諸国からの団体ツアー添乗員が資格を持たないまま通訳ガイドサービスを違法に提供しているといった事情がございまして、既存の通訳ガイドの方がこのような潜在的な需要を十分に与え切れていないというふうな状況にございます。

これらの課題を克服するために、今回の改正法の施行に先立ちまして、通訳ガイド市場の環境整備というものの具体的に取り組んでいきたいと考えております。

これによりまして、既存の通訳ガイドが、今後増大が期待できる通訳ガイドサービスに対する潜在的な需要をきつちりと与えることができるようになることと、そのすぐれた知識、能力、経験といった情報が提供されるようになれば、既存の通訳ガイドが新たな競争環境の中で、創意工夫を生かしてのサービス内容の差別化を図るということ、活動の場を広げていくことも可能になるというふうなことを考えております。

○穀田委員 私はそう簡単ではないと思うんですが、

といいますのは、この資格ができて以来、例えばホームページで見ますと、国家資格で難しい順番に並べると上位の方に、司法試験のEランク、それからDランクにこれはなっているぐらい、結構難しいんですね。もちろん、司法試験に受かっ

たという方は、この資格ができて以来、例えばホームページで見ますと、国家資格で難しい順番に並べると上位の方に、司法試験のEランク、それからDランクにこれはなっているぐらい、結構難しいんですね。もちろん、司法試験に受かっ

た場合に弁護士や検察になったりする、そういう仕事の関係でそれは業が保障されるという問題があった、この通訳業というのは、団体の性格だとかそれから国家の援助だとかという問題との関係もあって、なかなか難しいんだと思うんです。

そこで、今局長がおっしゃったように、潜在的な需要というのは需要なのかどうかという問題があると思うんですね。潜在的にきているということだけは確かなんですけれども、では、それがなぜ今まで喚起できなかったのかという問題について、私は非常にまだ不十分な側面があると思うんです。

そこで、聞くところによると、イタリアとスペインなどでは必ずその国のガイドを雇わなければならない、そこまできなくて、ヨーロッパでは通訳ガイドを雇うシステムがあると聞いています。先ほど局長おっしゃったように、しかし、我が国でも現行法ではライセンスを持った通訳ガイドだけが通訳案内を行うことを認められているにもかかわらず、先ほどあったように、日本人のガイドを雇わずに、添乗員がガイドを兼ねていたり、留学生などをガイドとして雇っているケースもある。しかし、ここが大事なですね。通訳ガイドがつかないことで、正しく日本を理解することなく帰ってしまったのでは、せっかく日本に来てもらっても大変もったいない。

例えば、これは実際にあった話ですが、先ほど来観光の話で京都が出ていましたので、私、京都に住んでおりますもので、金閣寺は鎌倉時代に源義経が建てましたなんという話をガイドされておったんじゃない、それは余りにもひどいなというふうに思うわけですね。実際に、韓国人ガイドなんか説明しているのを横で聞いてがっかりしたというお声まで出ているぐらいです。

だから、こういうことを正す必要があります。私は、質の高い観光を楽しんでもらえるためには、通訳案内士の資格を持ったガイドに活躍してもらうのが大事になってくると思っています。

そこで、二つあるんですね。一つは、本改正案

では無資格ガイド行為に対する罰則の強化が盛り込まれているけれども、既存の通訳ガイドの有効活用のためにも違法ガイド対策が必要です。これをどうするかという問題。

もう一点は、外国人観光客の受け入れを促進していく上で、やはり外国人観光客の多様なニーズにこたえた質の高い観光通訳サービスの提供が欠かせないと思うんですね。つまり、ニーズが多様なんです。だから、さまざまな形態の通訳案内を提供する。例えば、個人旅行や少人数の旅行で日本人とのフレンドリーな交流を持ちたいという需要などに対して、それならば国家資格を持つしっかりしたガイド、行き先が限定されているので地域限定ガイド、さらにはボランティアとか、そういうそれぞれ適切に紹介できる仕組み、外国人観光客と通訳案内士が互いに会合することのできる場をなるべく多くつくること、働く者にとっても外国人観光客にとっても双方にメリットがあると思うんです。

したがって、国交省として責任を持って、さまざまな外国人観光客の需要にこたえる仕組み、流通のメカニズムをつくるべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○驚頭政府参考人 全く御指摘のとおりでございます。私どもも今回の法改正に先立ちまして、違法ガイド対策と、流通メカニズムをちゃんとしたものにする、こういう整備が法律の施行の前提であるというふうに考えております。

まず、違法ガイド対策でございますが、国、自治体、ガイド団体からなる無資格ガイド対策検討会議というのを三月二十二日に立ち上げました。やることとしては、まず一つは、内外の旅行者者に対して制度を周知し、違法行為に關与しないように指導をします。二番目には、外国人旅行者向けに制度を周知するピラを二十万枚つくりまして、これを作成して配布いたします。それから三点目に、全国の主要観光地において実態調査あるいは個別指導というを実施して、違法ガイドを防止するというようなことに関する具体策を

講じていくということで進んでいるところでございます。

それから、二点目の流通メカニズムの整備につきましては、国、自治体、ガイド団体、旅行者者などから成ります通訳ガイド市場活性化連絡会議というものを、これも三月二十二日に立ち上げまして、都道府県による登録簿の適正管理、公開、それから、通訳ガイド団体、自治体、独立行政法人国際観光振興機構などによる紹介システムの強化、個々の通訳ガイドについての客観的な評価、情報公開の促進といった課題について今後取り組みをしまして、外国の旅行者側から、あるいはガイドとして仕事をされる側からの、お互いのニーズあるいは資質がしっかりわかるような、そういう場を、メカニズムをつくらせていきたいというふうに考えております。

○穀田委員 私、今二つの三月二十二日に立ち上げた問題ですけれども、本当にこれが現実に機能しているかどうかということを一年間やはり確かめていただきたいと思うんですね。というのは、昭和二十四年にこの制度ができて以来、ある意味では、結局、通訳ガイドの方が多くて需要は少ないという実態があったわけですよ。だから、それを根本的に変えようと思つたらよほどの手だてを打たなくてはならぬということだけは、私言っておきたいと思うんです。

そこで、別の角度からあと二つだけ聞きたいんですけれども、一つは観光立国懇談会が二〇〇三年四月にまとめた報告書なんです、その中で、名所見物型から、最近では参加・体験型の観光旅行が注目されるようになった。また、日本の魅力はどこにあるか。それは、伝統的なものと現代のものが共存している、自然の景観に恵まれている、そして、日本のブランドの輝きを高めよう

と述べられている。

言うまでもなく、我が国日本には、日本らしい町並みや風景、また伝統産業や文化など、外国人観光客が魅力を感じるものが多数存在しています。しかし、一方、私何度この委員会指摘してきまして、乱開発や、そして伝統産業がなかなか危機的な状況に陥っている事態があります。

したがって、地域の伝統産業などの振興や町並み保存も観光振興において重要だと考える。これらをどのように促進していくかについてお聞きしたいと思ひます。

○驚頭政府参考人 おっしゃるとおり、地域の観光振興というのは、ハード整備を進めていくだけではなく、体験ツアーなどソフト面の観光振興を強化していくこと、さらには、土産品として購入されることも多い工芸品などを生産する伝統産業を観光という切り口から振興していくということと相まって、トータルの観光振興ができることだと考えております。

そういう中で、ソフト施策という観点からは、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおきまして、地方自治体などと協力をして、海外の旅行代理店やマスコミ関係者を招聘して、例えば、京都で抹茶体験、岐阜、美濃での紙すき体験とか、さらには富山にある国宝瑞龍寺での座禅体験など、多彩な体験プログラムを全国各地で実施して、そういう方に、本国に帰って日本へのツアーをつくってもらうというような取り組みを進めております。

このほかにも、中国、韓国の旧正月に合わせまして、外国人を対象とした観光施設の特別割引とか、例えば京都の平等院観音堂を初めとするふだん公開していない施設の特別観覧だとか、外国人に人気の高い富士山のおもろい大規模遊園地での外国人向けイベントといったような、さまざまなソフトを総合的に盛り込んだ、ようこそジャパンウィークスといったものも展開をしております。

それから、伝統産業の分野におきましても、先般、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一つ、魅力ある日本のおみやげコンテストというのを私も実施いたしました。外国人から見ると評価の高い工芸品とか和菓子などの地場産品の発掘、育成

を推進しているところであります。

以上のような施策を総合的に取り組むことにより、地域の特色ある観光振興というものを進めていきたいというふうに考えております。

○穀田委員 今、京の抹茶とか和菓子とか、随分京都の問題が出ましたので、最後に大臣に一言質問しておきたいんです。

やはり観光地の交通問題、これがとても大事です。京都では、大臣もよく御承知かと思うんですが、嵐山が今ちょうど、先週などは桜の時期でもありましたし、今は仁和寺を初めてとして御室の桜がともきれいなところなんです。ただ、いつも渋滞になったりして、すぐれた景観を見に来たのか排ガスを吸いに来たのかわからないというふうなこともあります。

外国人客は、やはり先ほどありましたように、自分からは、確かにレンタカーというのがありますけれども、バスやタクシー、公共交通機関に頼らざるを得ないわけですね。そうしますと、交通渋滞に巻き込まれたり、そして公共交通機関で観光スポット間を移動できないというのでは、せっかくの観光が台無しです。

日本の観光のメッカである京都は、ちなみに地球温暖化防止世界会議の京都議定書を発効した都市でもありますし、CO₂の排出削減の面でも注目を集めています。京都市は、交通社会実験として秋の観光シーズンにパーク・アンド・ライドを実施し、有効な方法を模索しています。また、LRTの導入のための検討を始め、本年度にその内容を公表する段階にきていると言われています。そしてもう一つ、観光の観点として、フランスのストラスブールやイタリアのミラノのように、そういう意味でLRTが新たな観光シンボルとなっている、それ自身がなっているという問題も私はあると思うんです。

したがって、観光の面からも環境の面からも、京都の場合には、車両の総量規制とパーク・アンド・ライド方式により、市内中心部からの車を締め出す。それから、その上でLRT、低床路面電

車の導入などを国交省として積極的に援助していく必要があるんじゃないか。この間も補助のあり方については改善されて、努力は認めているのですが、例えば、この法案にもいろいろありますけれども、さらに一層の拡大解釈をするなどして、車両基地などの補助をするなど一層の改善を求めたいと思います。

そういう点での一定の御見解をお示しいただければ幸いです。

○北側国務大臣 京都の路面電車はなくなったんですかね。(穀田委員「そうです、なくなつたんですよ」と呼ぶ) なくなつたんですかね。

あれ、何でなくしたんですかね。私も京都に二年間ぐらい住んでいたんですけども、よくあの路面電車に乗っていましたけれども、本日に京都の町並みに合う路面電車だったというふうには思います。いずれにしても、これは京都の方々が決める話でございますが。

今おっしゃったように、地域の公共交通の活性化というのは、おっしゃっているとおり、外国人の方々はやはり公共交通機関を使う場合が大半なわけでございますので、その活性化をしていくこと、これは環境対策の面からも非常に重要な課題であるというふうには認識をしております。国交省といたしまして、この地域公共交通の活性化のためのさまざまな施策を今講じているところでございます。

これまでも、公共交通活性化総合プログラムの充実を行ってまいりました。これは、各地域交通の関係者に集まってもらいまして、活性化のためのプログラムの充実をやっておりますし、また、LRTにつきましては、今年度から、国交省の中の鉄道局それから都市局、道路局が一緒になりまして、LRTの総合整備事業というものの創設をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、公共交通の利用円滑化、活性化というのは非常に重要な課題であると考えておりまして、しっかりと積極的に推進をさせていただきたいと思っております。

○穀田委員 今ありましたのが、私どもは二十年前に、京都市電を守ろうということでは私は運動していた側にもいます。その後、モータリゼーションのもとで、なおかつ京都市政のもとで、なくなったというのは非常に残念なことだと思っています。

先ほどありましたように、三局が共同していただいて、現実的な、そういう意味でいいますと、京都にそういうものを取り戻すという役割を私も果たしていきたいと思っておりますし、その決意も聞きましたので、残念だったなという声を聞くということは、そういう復活がいんじゃないかという点につながるだろうと思うので、そういう点を述べまして、終わります。

○橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○橋委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○橋委員長 次に、先刻付託になりました内閣提出、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣北側一雄君。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○北側国務大臣 ただいま議題となりました公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

最近における住宅及び宅地の需給状況等の社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅政策上の課題に柔軟かつ機動的に対応する住宅及び宅地の供給体制づくりが喫緊の課題であります。

この法律案は、このような課題を解決する観点から、地方公共団体、住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構または地方住宅供給公社による住宅及び宅地の供給体制を整備するため、所要の措置を講じようとするものです。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体または地方住宅供給公社は、事業主体の同意を得て、公営住宅の管理を行って行うことができることとしております。

第二に、公営住宅の指導監督交付金を廃止することとしております。

第三に、住宅金融公庫について、平成十六年度までに受理した申し込みに係る資金の貸し付けの一部に係る業務について、特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金のうち主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、主務大臣が財務大臣と協議して定める日とするとしております。

第四に、独立行政法人都市再生機構について、宅地造成等の経過措置業務に係る特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金の償還期限は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とするほか、資金調達の多様化を図る観点から、その金銭債権の証券化等を行うことができることとしております。

第五に、地方住宅供給公社は、設立団体以外の地方公共団体が事業主体である公営住宅の管理をかわって行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならないこととしております。

第六に、地方住宅供給公社は、設立団体が議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときは、解散することができることとしております。

第七に、公営住宅の家賃収入補助を平成十七年度までとすることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案につきまして申し上げます。

少子高齢化の急速な進行等の社会経済情勢の変化に伴い、子育てしやすい居住環境の整備、高齢者や障害者の地域居住の要請、まちづくりと一体となった良好な居住環境の形成等の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進する必要があります。

また、三位一体の改革を着実に推進するため、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する国庫

補助負担金の改革を推進する必要があります。

これらの必要性を踏まえ、地方公共団体が、自主性と創意工夫を生かして、既存ストックの有効活用を推進するとともに、福祉施策との連携、民間活力の活用を図りつつ、地域の実情に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進することができるよう、所要の措置を講ずるものとして、ご意見を申し上げます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体は、国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するための地域住宅計画を作成することができ、することとしております。

第二に、地域住宅計画に基づき実施される公的賃貸住宅等または公共施設施設の整備に関する事業や、これらと一体となつてその効果を増大させるために必要な事業等を推進するため、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する交付金制度を創設することとしております。

第三に、公営住宅と高齢者向け優良賃貸住宅、グループホーム等の一体的な整備を推進するための公営住宅建てかえ事業の施行要件の緩和、既存ストックの有効活用を推進するための特定優良賃貸住宅の入居者資格に係る認定基準の特例等の措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○橋委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○橋委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

国土交通行政の基本施策に関する件調査のため、明二十日水曜日、参考人として定期航空協会会長・株式会社日本航空代表取締役社長兼CEO新町敏行君及び株式会社日本航空常務取締役松本武徳君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、明二十日水曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律

（公営住宅法の一部改正）

第一条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第四十九条を削り、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

（管理の特例）

第四十七条 次の各号に掲げる地方公共団体又は地方住宅供給公社は、当該各号に定める公営住宅又は共同施設について、一団の住宅施設として適切かつ効率的な管理を図るため当該地方公共団体又は地方住宅供給公社が管理する住宅その他の施設と一体として管理する

場合その他当該公営住宅又は共同施設を管理することが適当と認められる場合において

は、当該公営住宅又は共同施設を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて当該公営住宅又は共同施設の第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。以下この条において同じ。）を行うことができる。

一 都道府県 当該都道府県の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

二 市町村 当該市町村の区域内において他の地方公共団体が管理する公営住宅又は共同施設

三 都道府県が設立した地方住宅供給公社 当該都道府県の区域内において都道府県又は市町村が管理する公営住宅又は共同施設

四 市町村が設立した地方住宅供給公社 当該市町村の区域内において市町村又は都道府県が管理する公営住宅又は共同施設

2 前項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 第二十二條第一項の規定により特定の者を公営住宅に入居させ、又は入居者を公募すること。

二 第二十五條第一項の規定により実情を調査し若しくは入居者を決定し、又は同条第二項の規定により入居者に通知すること。

三 第二十七條第三項から第六項までの規定

による入居者又は同居者に対する承認をすること。

四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第七項の規定により期限を延長すること。

五 第三十条第一項の規定によるあつせん等をする事。

六 第三十二条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は同条第五項若しくは第六項の規定により入居者に通知すること。

七 第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

八 第三十四条の規定により第二十九条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十条第一項の規定によるあつせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

4 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、前項第一号（特定の者の入居に係る部分に限る）、第二号（入居者の決定に係る部分に限る）、第四号又は第六号（明渡しの請求に係る部分に限る）に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を事業主体に通知しなければならない。

5 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が行う公営住宅又は共同施設の管理に要する費用の負担については、事業主体と当該地方公共団体又は地方住宅供給公社とが協議して定めるものとする。

6 第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第三章の規定の適用については、第十五条中「事業主体」とあるのは「事業主体及び地方公共団体又は地方住宅供給公社」と、第二十五条第一項中「事業主体の長」とあるのは「地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則第十四項中「第五十二条第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二及び第二十三条の三を削り、第二十三条の四を第二十三条の二とする。

第二十五条中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の二第四項」に改める。

第二十六条の二第二項に次の一号を加える。

四 公庫が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金（財形住宅貸付けにより貸し付けた資金を除き、公庫が同日以前に申込みを受理し、同日後に貸し付けた資金を含む。）に係る債権の管理及び回収その他当該資金に関する業務

第二十六条の二第二項中「その全部」を「その利益（同項第四号に掲げる業務に係る特別勘定にあつては、附則第十八項の規定による整理を行つた後の利益）の全部」に改める。

第二十七条の二第二項中「第三項、第六項及び第七項」を「第四項、第七項及び第八項」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十六条の二第二項第四号に掲げる業務に係る特別勘定に属する債務のうち、前項の規定により政府が平成十七年三月三十一日までに貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第二十七条の三第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体で第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものが引き受けるべきものとして、住宅金融公庫住宅地債権（以下「住宅地債権」という。）を発行することができる。

第三十五条の二第四項を削る。

附則第七項第一号中「第二十三条の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金」を削り、「第十七条第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改め、同項第二号中「第二十三条の三第一項に規定する者以外のもの」を削り、附則第八項中「第二十三条の三第二項に規定する者以外のもの」を削る。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十九条」に、「第三十七条」第四十号を「第四十条」第四十三号に、「第四十一条」を「第四十四条」に改める。

第十一条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第十四条第六項中「又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るもの」を「に係る業務」に、「これらの」を「当該」に改める。

第十六条第一項中「この条及び次条において」

を削る。

第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務」を削る。

第三十三条第二項中「この項において」を削る。

第三十四条第一項中「並びに第二項第一号及び第二号」を削り、同条第三項中「債券」の下に「（当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。）」を加える。

第四十一条を第四十四条とする。

第五十章第四十条を第四十三条とし、第三十九条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第一項第一号中「第五項」の下に「第三十六条、第三十七条」を加え、同条を第四十条とする。

第四十章第三十六条を第三十九条とし、第三十五条の次に次の三条を加える。

（債券の担保のための金銭債権の信託）

第三十六条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条第一号において「信託会社等」という。）に信託することができ

る。

（金銭債権の信託の受益権の譲渡等）

第三十七条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十一条第一項（第十一号を除く。）に規定する業務に必要な費用に充てるため、その金銭債権について、次に掲げる行為をすることができ

一 信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法

律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（信託の受託者からの業務の受託等）

第三十八条 機構は、前二条の規定によりその金銭債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該金銭債権の譲受人から当該金銭債権の回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならぬ。

附則第三条第六項中「機構に対し」の下に「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正前の」を加え、「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改める。

附則第四条第七項の表旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務の項中「都市再生業務」を「都市基盤整備業務」に改め、同表旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務の項中「附則第十三条第一項」を「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の附則第十三条第一項」に改める。

附則第十一条中「及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務」を削る。

附則第十二条第六項中「第三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第五項中「第三項」を「第十項又は第十二項」に、「同項」を「第十項の出資又は第十二項に」、「同項」を「第十項の整備敷地等又は第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を同条第十三項とし、同条第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は公共の用に供する施設の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備

備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三條第二項及び第四十一条第二号を「第十一条第一項第七号の業務」とあるのは「第十一条第一項第七号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三條第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務（附則第十二条第二項に規定する都市再生業務をいう。）に係る勘定における」と、同条第二項及び第四十四條第二号に、「第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二条第一項を「第三十四條第一項及び第三十七條中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第十二条第一項と、第三十五條中「債務」とあるのは「債務（附則第十二条第二項に規定する宅地造成等経過業務に係る債務及び」と、第三十六條中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 宅地造成等経過業務に係る勘定に属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係る債務で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるまでの償還期限は、平成二十五年三月三十一日までの間において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

9 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において、同日までに償還期限が到来する機構の長期借入金又は都市再生債券に係る債務で宅地造成等経過業務に要する費用に充てるためのもの（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。）について保証することができ。

10 機構は、第十七条第一項に規定するもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、宅地造成等経過業務に係る整備敷地等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社又は特定目的会社に対する出資をすることができる。

11 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。附則第十二条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項の規定により機構が同項第一号の業務、同項第二号の業務（旧都市公団法第二十八條第一項第六号の業務及びこれと併せて行う業務であつて前項第二号の規定により国土交通大臣が指定したものを除く。）及びこれらに附帯する業務並びに同項第四号の業務（以下この条において「宅地造成等経過業務」という。）を行う場合には、機構の経理については、宅地造成等経過業務とその他の業務（以下この条において「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4 機構は、宅地造成等経過業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

5 機構は、都市再生業務に係る勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該利益に相当する金額を限度として国土交通大臣の承認を受けた金額を都市再生業務に係る勘定から宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、宅地造成等経過業務に係る勘定に繰り入れる金額については、都市再生業務の運営に支障のない範囲内の金額となるよう配慮しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。附則第十二条に次の三項を加える。

16 機構は、宅地造成等経過業務を終えたときは、遅滞なく、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

17 機構は、前項の規定により、宅地造成等経過業務に係る勘定を廃止する場合において、その際当該勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体（その出資金を宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。）に納付しなければならない。

18 第十六項の規定による宅地造成等経過業務に係る勘定の廃止の時にあって、政府及び地方公共団体から機構に対し宅地造成等経過業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四条第一項中「並びに鉄道業務」を削り、同条第二項中「第四十一条第二号」を「第四十四條第二号」に改める。附則第十五条第一項中「第三十六條」を「第

三十九条」に改める。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第四条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「一部を行なう」を「一部を行う」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地方公社は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により、設立団体以外の地方公共団体が事業主体(同法第二条第十六号の事業主体をいう)である公営住宅(同法第二条第二号の公営住宅をいう)又は共同施設(同法第二条第九号の共同施設をいう)の管理を行おうとするときは、あらかじめ、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三十四条第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の一号を加える。

三 その他国土交通省令で定める方法

第三十六条に次の一項を加える。

2 地方公社は、前項各号の事由によるほか、設立団体がその議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受けたときに、解散する。

第四十四条第一項中「前条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改める。

第四十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十九条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十条中「一万円」を「十万円」に改める。

(公営住宅法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「おいて」の下に「、同条第一項中「毎年度」とあるのは「平成十七年度までの間、毎年度」とを加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(住宅金融公庫法第二十五条、第二十六条の二、第二十七条の二及び第二十七条の三第三項の改正規定を除く。)、次条並びに附則第四条、第六条から第八条まで、第十一条(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十一条の改正規定を除く。)、第十二条及び第十五条(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五十五条第三項の改正規定を除く。))の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法(以下「旧公庫法」という。)第二十二条の二及び第二十二條の三(附則第八条の規定による改正前の北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)以下「旧促進法」という。))第八條第六項において準用する場合を含む。の規定の附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)以下「旧郵便貯金法」という。第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金(以下「旧住宅積立郵便貯金」という。))の預金者で旧郵便貯金法第六十條(附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。))の規定により日本郵政公社があつてせんするものに対する適用については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法(以下「新公庫法」という。))第二十六條の二第一項及び第二項の規定は、住宅金融公庫(以下「公庫」という。))の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る予算から適用する。

第四条 公庫は、当分の間、新公庫法第二十七條の三第四項の規定によるもののほか、旧公庫法第二十七條の三第四項の規定により発行した住宅金融公庫住宅地債(以下「住宅地債」という。))を引き受けた者(その相続人を含む。))を新公庫法第二十七條の三第四項に規定する団体を除く。以下この条において同じ。で附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に当該住宅地債を所有しているものが引き受けなければならないとして、引き続き住宅地債を発行することができる。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債及び前項の規定により引き続き発行される住宅地債を引き受けた者に対する旧公庫法第二十二條の三(旧促進法第八條第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に発行された住宅地債に關し必要な事項(住宅地債を引受け受けた者に係る旧公庫法第三十五條の二第四項に規定する特別の定め並びに住宅地債に係る公庫の予算及び決算に關し必要な事項を含む。以下この項において同じ。))については、なお従前の例による。第一項の規定により引き続き発行される住宅地債に關し必要な事項についても、同様とする。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第二項の規定は、独立行政法人都市再生機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。

(郵便貯金法の一部改正)

第六条 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「自己」を「沖縄県の区域における自己」に改め、「住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十二條の二及び第二十二條の三の規定又は」を削り、「第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二」を「第十九條第六項」に改める。

第六十條中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法第七條第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は」を削る。

(郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 旧住宅積立郵便貯金は、前條の規定による改正後の郵便貯金法(第六十條を除く。))の規定の適用については、同法第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。

2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十條の規定は、なおその効力を有する。

(北海道防衛住宅建設等促進法の一部改正)

第八條 北海道防衛住宅建設等促進法の一部を次のように改正する。

第八條第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第四項中「に掲げる者で第八條第六項に規定する者以外のものに対する貸付金及び公庫法第七條第一項第三号」を「及び第三号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、附則第五項中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の九の三第一項、第六十五條の十五第一項及び第六十八條の八十五の二第一項中「附則第十二條第三項」を「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を「同条第十五項」に、

「同条第三項」を「同条第十二項」に改める。

第八十三條の二中「附則第十二條第三項」を

「附則第十二條第十二項」に、「同条第六項」を

「同条第十五項」に改める。

（住宅地区改良法の一部改正）

第十條 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「第四十七條」を「第四十八條」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第十一條 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「住宅金融公庫を相手方とする住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七條の三第四項に規定する住宅地債券の購入に関する契約、」を削る。

第十條第一項中「住宅金融公庫法」の下に「昭和二十五年法律第百五十六号」を加える。

第十一條中「第六項又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）

第十二條 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第六項を次のように改める。

6 公庫は、第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者で同法第六十條の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

第二十條第二項中「昭和二十二年法律第百四

第一類第十号 国土交通委員會議録第十一号

平成十七年四月十九日

十四号」を削る。

第三十五條の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条第一項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十三條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百條の十五第二項中「第三十七條第二項」を「第四十條第二項」に改める。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第十四條 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「第三十七條第二項」を「第四十條第二項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第十五條 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四條第三項中「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第五十五條第三項中「第五十條並びに第五十一條」を「並びに第五十條」に改め、「及び第五十一條」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第十六條 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するため、地方公共団体又は地方住宅供給公社による公営住宅又は共同施設の管理の特例の創設、住宅金融公庫及び独立行政法人都市再生機構に対する政府貸付金の償還期限の変更、地方住宅供給公社の解散事由の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法案

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 基本方針及び地域住宅協議会（第四条、第五条）

第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置

第一節 地域住宅計画の作成等（第六条）

第二節 交付金（第七条 第十条）

第三節 公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置（第十一条 第十三条）

第四章 雑則（第十四条 第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が地域において多様なものとなつていくことにかんがみ、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進す

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

るため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公的賃貸住宅等」とは、次の各号のいずれかに該当する住宅をいう。

一 地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）

二 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六條に規定する特定優良賃貸住宅（以下「特定優良賃貸住宅」という。）

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。）第三十四條に規定する高齢者向け優良賃貸住宅（以下「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）

この法律において「公共施設」とは、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる施設であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設

二 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便のため必要な施設

3 この法律において「公的賃貸住宅等の整備等」とは、公的賃貸住宅等又は公共施設施設の整備及び管理をいう。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における住

宅に対する多様な需要に応じた適切な規模、構造及び設備を有する良質な住宅の供給並びに市街地の整備改善を通じて良好な居住環境の形成を図るため、民間事業者の能力の活用及び居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携を図りつつ、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の実施、既存の公的賃貸住宅等の有効活用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針及び地域住宅協議会
(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等の基本的方向
- 二 公的賃貸住宅等及び公共施設等の整備に関する基本的事項
- 三 公的賃貸住宅等の有効活用、賃貸の条件その他の管理に関する基本的事項
- 四 公的賃貸住宅等の居住者の福祉又は利便の増進に関する施策との連携に関する基本的事項

五 第六条第一項に規定する地域住宅計画の作成に関する基本的事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地域住宅協議会)

第五条 都道府県、市町村、機構及び公社(以下「都道府県等」という。)は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、都道府県等は、必要と認めるときは、協議会に、当該都道府県等以外の公的賃貸住宅等の整備等を行う者を加えることができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 地域住宅計画に基づく特別の措置
第一節 地域住宅計画の作成等

第六条 地方公共団体は、その区域について、基本方針に基づき、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画(以下「地域住宅計画」という。)を作成することができる。

2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域住宅計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業

ロ 公共施設等の整備に関する事業

ハ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を

図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの(以下「機構等」という。)が実施する事業等(当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 地方公共団体は、地域住宅計画に機構等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該機構等の同意を得なければならない。

5 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。))を除く。第八項を除き、以下同じ。は、第二項第二号に掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備に関する事業(以下「優良賃貸住宅整備事業」という。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たな公共施設(知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好

な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、地域住宅計画の変更について準用する。

第二節 交付金

(交付金の交付等)

第七条 地方公共団体は、次項の交付金を充てて地域住宅計画に基づく事業等の実施(機構等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該地域住宅計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の規定により提出された地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的賃貸住宅等の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、公営住宅法その他の法令の規定に基づく国の補助又は負担は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(交付金に係る改良住宅の管理及び処分)

第八条 前条第二項の交付金を充てて建設された住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅についての同法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七

条第二項の交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中「の補助」とあるのは「の補助(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七

条第二項の交付金(以下この項において「地域住宅交付金」という。を含む。と、「から補助」とあるのは「から補助(地域住宅交付金を含む。と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。

(交付金に係る都心共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額等)

第九条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百一条の五第一項に規定する認定事業者である地方公共団体が第七條第二項の交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業(同法第一条第五号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。)により建設される住宅について

の同法第百一条の十一及び第百十三條の二の規定の適用については、同法第百一条の十一第一項及び第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金」と、同法第百十三條の二第一号中「第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七條第二項の交付金の交付」と、

「当該補助」とあるのは「当該交付金」とする。

(交付金に係る高齢者向けの優良賃貸住宅についての周知措置)

第十条 地方公共団体が第七條第二項の交付金を充てて整備する高齢者居住安定確保法第四十九条第一項の賃貸住宅についての高齢者居住安定確保法第五十四条の規定の適用については、同条中「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金を充てて整備し、又は第四十九條第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金」と、同法第百十三條の二第一号中「第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七條第二項の交付金の交付」と、

(特定優良賃貸住宅又は高齢者居住安定確保法の規定による事務の市町村長による実施)

第十一条 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法若しくは高齢者居住安定確保法の規定又は第十三條の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に第六條第三項の規定により記載された優良賃貸住宅整備事業に係るものについて、政令で定めるところにより、当該市町村の長が行うこととすることができる。

(公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例)

第十二条 第六條第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業に係る公営住宅法第三十六條第三号の規定の適用について

は、同号ただし書中「社会福祉施設又は公共賃貸住宅」とあるのは、「社会福祉施設若しくは公共賃貸住宅又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第六條第一項に規定する地域住宅計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する公共公益施設、特定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅」とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第六條第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者(第三項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八條第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定め

たものに限る。)としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第十三條第二項の規定」とする。

第四章 雜則

(国土交通省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次のように改正する。
第七條第五項中「市町村」を「地方公共団体」に、「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七條第二項の規定による」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十七條第二項の交付金
二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)第七條第二項の交付金

理由
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設、特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年四月二十六日印刷

平成十七年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P